

【表紙】

| | |
|----------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年 1月24日 |
| 【発行者名】 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田中 慎一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 商品開発部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【電話番号】 | 03-5232-7700 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | インデックスミリオン ボンドミックスマリオン |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 各上限1000億円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

インデックスミリオン
ボンドミックスミリオン

（以下、上記を総称して「ミリオン（従業員積立投資プラン）」または「ミリオン」ということがあり、それぞれを「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社により異なります。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

（注）収益分配金の再投資については、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成23年1月25日から平成24年1月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(9) 【払込期日】

取得申込金額は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込金額をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「インデックスミリオン」は、「ミリオン・インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行い、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。また、「ボンドミックスミリオン」は、主としてわが国の株式および公社債に投資を行い（株式についてはマザーファンドを通じて投資を行います。）、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

各ファンドは、1,000億円を上限に信託金を増加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

「インデックスミリオン」

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 （収益の源泉となる資産） | 補足分類 |
|----------------|----------------|------------------------------------|----------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合 | インデックス型 特殊型 |

・商品分類定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|---------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

| 投資対象資産 （実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---------------------|------|--------|------|
| | | | |

| | | | |
|---|-----------------------|---|--------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合 | 年1回 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング | ファミリーファンド |
| | 年2回 | | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 年4回 | | 対象インデックス |
| | 年6回(隔月) | | |
| 年12回(毎月) | 日経225 TOPIX その他 | | |
| 日々 | | | |
| その他 | | | |

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|-------------------|--|
| その他資産 (投資信託証券) | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
| 株式・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式に投資を行います。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 日経225 | 目論見書又は投資信託約款において、日経225(日経平均株価)に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

- (注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- (注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。
- (注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

「ボンドミックスミリオン」

<商品分類>

- ・商品分類一覧表 (注) 当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

| | | |
|-------------|--------|------------------------|
| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|-------------|--------|------------------------|

| | | |
|----------------|----------------|------------------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合 |
|----------------|----------------|------------------------------------|

・商品分類定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合 | 目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 (注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|--|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合 (債券、その他資産 (投資 信託証券 (株式))) 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 | グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ |

・属性区分定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|---|--|
| 資産複合 (債券、その他資産 (投資信託 証券 (株式))) 資産配分固定型 | 目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 当ファンドでの株式への投資は、マザーファンド受益証券 (投資信託証券) への投資を通じて行います。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいう。 |

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類している。

す。

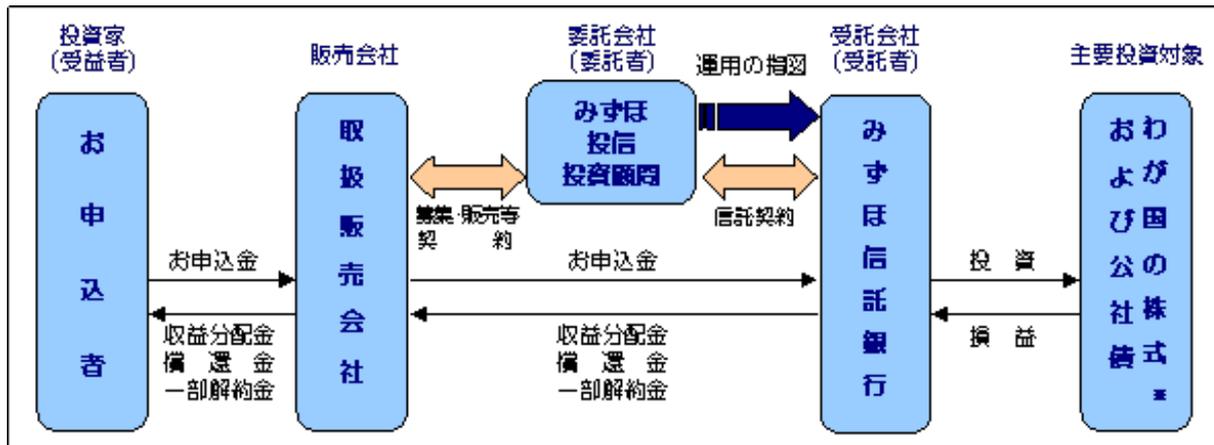
(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和62年10月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

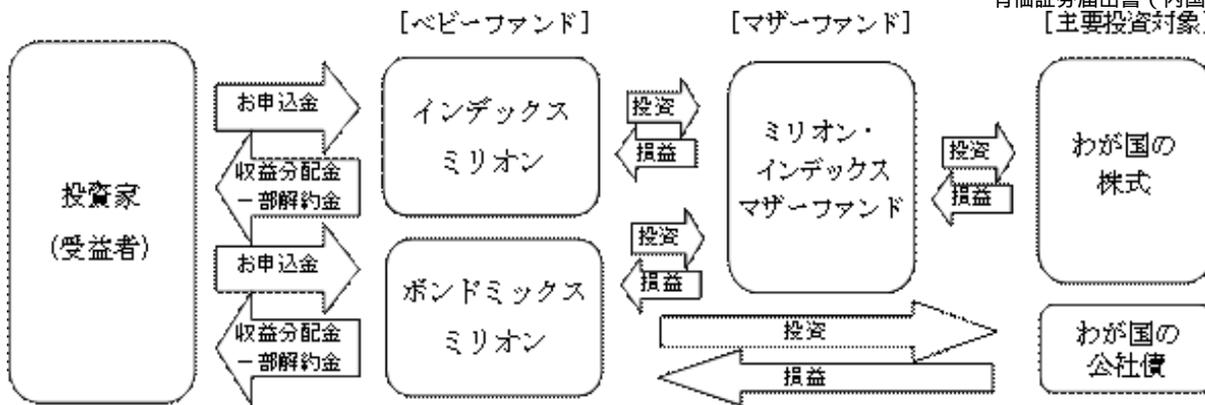
受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※ 主要投資対象のうちわが国の株式には、ミリオン・インデックスマザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンドの仕組み

各ファンドは「ミリオン・インデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

「ボンドミックスミリオン」については、マザーファンドのほかに、わが国の公社債に直接投資します。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成22年10月31日現在)

2. 会社の沿革

| | |
|------------|--|
| 昭和39年5月26日 | 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立 |
| 平成9年10月1日 | 「株式会社第一勧業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更 |
| 平成11年7月1日 | 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 平成19年7月1日 | 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更 |

3. 大株主の状況(平成22年10月31日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|------------------------------|-------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 | 1,038,408株 | 98.7% |
| ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー | 米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地 | 13,662株 | 1.3% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

「インデックスミリオン」

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として、運用を行います。

「ボンドミックスミリオン」

この投資信託は、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、安定運用を行います。

運用方法

1. 主要投資対象

「インデックスミリオン」

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

「ボンドミックスミリオン」

ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

2. 投資態度

「インデックスミリオン」

- ・日経平均株価と連動した投資成果を獲得するため、ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資は、できるだけ高位を保ちます。
- ・非株式(株式以外の資産)への実質投資割合^{*}は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「ボンドミックスミリオン」

- ・ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資により信託財産の長期的成長を目指し、公社債への投資により利息など安定収益の確保を図ります。
- ・非株式(株式以外の資産)への実質投資割合^{*}は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

*「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当該ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当該ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当該ファンドの信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

日経平均株価とは

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄の平均株価です。

日経平均株価は、市況変動以外の要因(採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など)を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

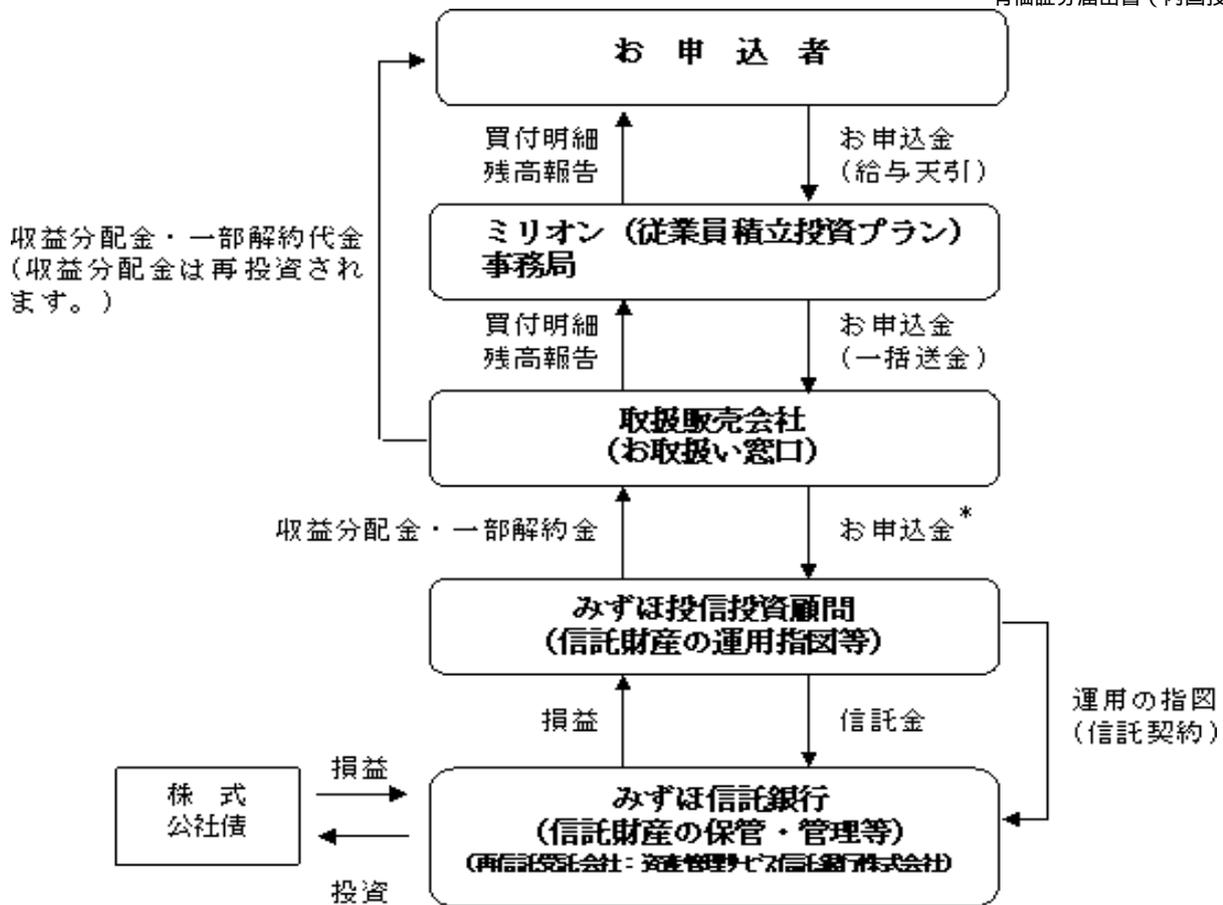
日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。各ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。

< 各ファンドの概要 >

| ファンド | 主要投資対象 | 組入比率(程度) | 特色 |
|-------------|---|----------|--|
| インデックスミリオン | ミリオン・インデックスマザーファンド(マザーファンドは、日経平均株価(日経225)採用銘柄の中から200~225銘柄に、原則として等株数投資を行います。) | 100% | 日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指します。 |
| ボンドミックスミリオン | ミリオン・インデックスマザーファンド | 50% | 日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指すマザーファンドに投資するとともに、国債・地方債など公社債への投資により、安定性も高めます。 |
| | 公社債(国債・地方債など) | 50% | |

各ファンドにおける上記の組入比率は、株式・公社債市況などにより変更になることがあります。

なお、ミリオンの取得のお申込みは、原則として給与天引き方式となっており、原則として次のような仕組みで運営されます。

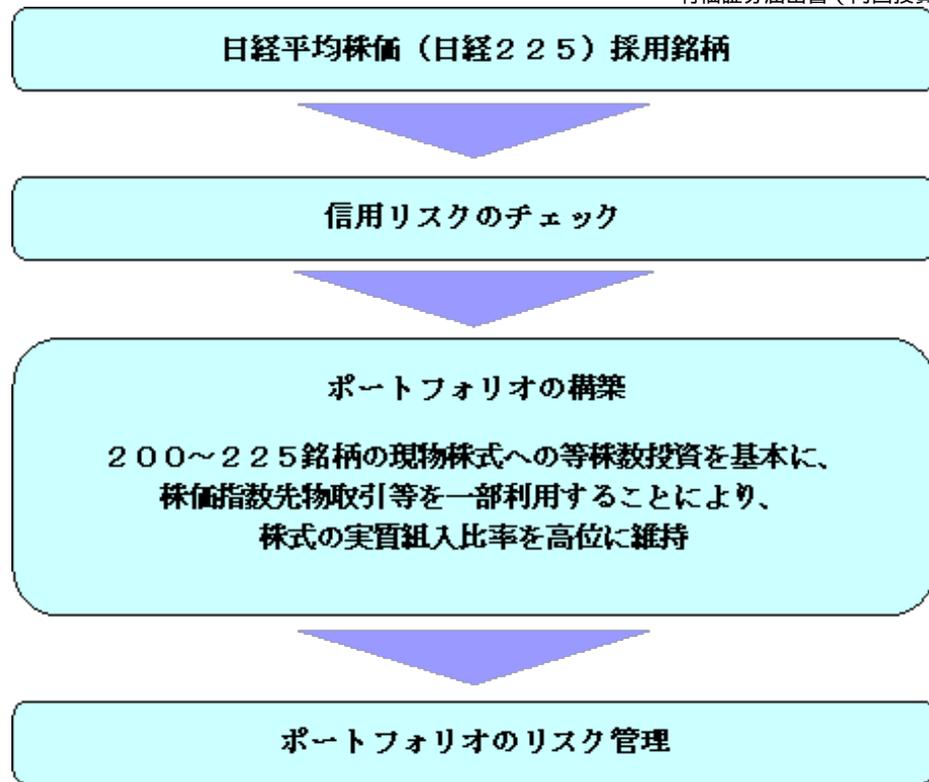


取得のお申込みおよび解約のご請求は、原則として事務局を通じて行います。

* お申込金は、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

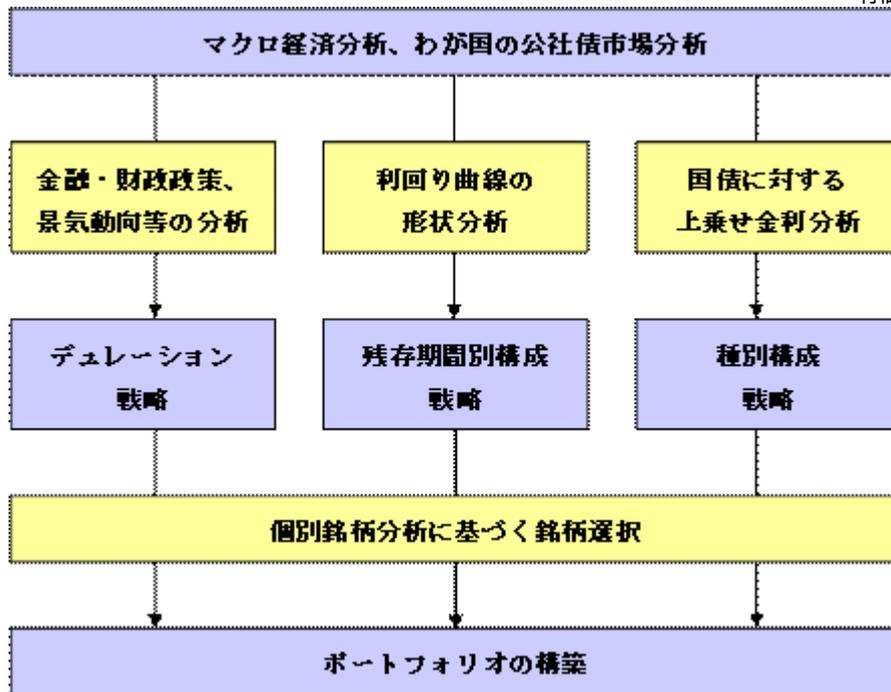
ファンドの投資プロセス

「インデックスミリオン」「ボンドミックスミリオン」の各ファンドは、ミリオン・インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより株式の投資を行います。



1. 日経平均株価に対する連動性を勘案しつつ、委託会社独自のクレジット・リスク・モデルなどを活用して、日経平均株価採用銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象から除外する場合があります。
当モデルは、財務データ等に基づく倒産リスク分析を主体とし、企業規模要因などを加味した上で、信用リスクを測定するモデルです。
2. 日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等の一部を利用することで、株式の実質組入比率（現物株式＋株価指数先物取引等）を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。
3. 日経平均株価の動きと株式ポートフォリオの値動きの乖離（トラッキングエラー）を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

「ボンドミックスミリオン」は、以下のプロセスにより公社債への投資を行います。



1. 「ボンドミックスミリオン」における公社債への投資は、マクロ経済分析会議によるマクロ経済分析、国内債券投資分析委員会による公社債市場分析を基に行われます。
2. マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(公社債ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・政府保証債・地方債・金融債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。
3. 以上のプロセスにより決定された3つの戦略を基に、短・中期債を中心に、「ボンドミックスミリオン」の公社債部分に組入れる銘柄を決定し、公社債ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

「インデックスミリオン」

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社として、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたミリオン・インデックスマザーファンド受益証券、指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に、投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

「ボンドミックスミリオン」

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社として、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたミリオン・インデックスマザーファンド受益証券および、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除きます。)に投資することを指図しません。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。

5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、1.～5.の証券または証書の性質を有するもの
なお、1.から4.までの証券および6.の証券を以下「公社債」といいます。
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

金融商品の指図範囲

「インデックスミリオン」

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

「ボンドミックスミリオン」

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

その他の投資対象

「ボンドミックスミリオン」

有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券および金利にかかるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことを指図することができます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。

3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門(平成22年12月末現在4名)が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として10月29日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

収益分配金の再投資

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。
2. 販売会社は、分配金累積投資に関する契約に基づき、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行い、当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

マザーファンドへの投資割合

「インデックスミリオン」(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

「ボンドミックスミリオン」(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限および約款第16条)

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

非株式

「インデックスミリオン」(約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「ボンドミックスミリオン」(約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）
「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通
外貨建資産への投資は行いません。

公社債

「ボンドミックスミリオン」（約款第18条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

なお、委託会社である当社といたしましては、当該邦貨建公社債のうち、当ファンドが実際の組入対象としている「証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄に準ずる非上場の邦貨建公社債の範囲」として、以下のすべての要件を充たした銘柄に限定した運用を行っております。

- 1．日々第三者からの時価情報が入手可能なこと
- 2．転売が禁止されていないこと
- 3．発行目論見書等による開示が行われていること

有価証券先物取引等

「ボンドミックスミリオン」（約款第19条）

- 1．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとし、
 - a．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1．から 4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1．および 2．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。
- 2．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとし、
 - a．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1．から 4．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1．から 4．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ 1．および 2．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額

の5%を上回らない範囲内とします。

資金の借入れ(「インデックスミリオン」約款第21条の2)(「ボンドミックスミリオン」約款第25条の2)

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<ご参考> マザーファンドの投資方針

「ミリオン・インデックスマザーファンド」

1. 運用の基本方針

この投資信託は、株式への投資により、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄を投資対象とします。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。

(2) 投資態度

投資成果を総合的な株価の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

日経平均株価採用銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資は行いません。
有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」は、株式・公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組入れた株式の株価の下落や公社債の値下がり（「インデックスミリオン」は、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指しており、当該株価の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。なお、各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」において主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクのうち、株式投資にかかるリスクは、マザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、「インデックスミリオン」では、株式の実質組入比率を高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、「ボンドミックスミリオン」が投資する公社債の価格に影響を及ぼし、「ボンドミックスミリオン」の基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマースャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが投資する株式の発行企業や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。「ボンドミックスミリオン」では、わが国の株式・公社債に資産配分を行

いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

その他

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

その他の留意点

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、日経平均株価（日経225）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、「インデックスミリオン」の基準価額の騰落率、もしくは「ボンドミックスミリオン」の株式ポートフォリオの騰落率と、同じ期間における日経平均株価（日経225）の騰落率との間に、乖離が生じる可能性があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜 1.55%）の率を乗じて得た額とします。

その配分は、委託会社 年0.3885%（税抜 0.37%）、受託会社 年0.0840%（税抜 0.08%）、販売会社 年1.1550%（税抜 1.1%）です。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3 ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

- 1 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税の取扱いについて（個人の受益者の場合）

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成22年10月29日現在）

インデックスミリオン

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|-----------------------------------|------|---------------|---------|
| 有価証券 | 親投資信託受益証券 (ミリオン・インデックスマザーファンド) | 日本 | 2,881,393,769 | 99.93 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 1,969,490 | 0.06 |
| 合計（純資産総額） | | | 2,883,363,259 | 100.00 |

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

ボンドミックスミリオン

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|-----------------------------------|------|-------------|---------|
| 有価証券 | 国債証券 | 日本 | 271,777,510 | 33.79 |
| | 特殊債券 | 日本 | 120,551,100 | 14.98 |
| | 親投資信託受益証券 (ミリオン・インデックスマザーファンド) | 日本 | 400,410,464 | 49.78 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 11,556,229 | 1.43 |
| 合計（純資産総額） | | | 804,295,303 | 100.00 |

（参考）ミリオン・インデックスマザーファンド

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|---------------------|------|---------------|---------|
| 有価証券 | 株式 | 日本 | 2,974,605,080 | 90.68 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | | 305,447,728 | 9.31 |
| 合計（純資産総額） | | | 3,280,052,808 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------|-------------|---------|
| 株価指数先物取引（買建） | 294,080,000 | 8.96 |

（注）株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(2) 【投資資産】（平成22年10月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

インデックスミリオン

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 数量 (口数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------------|-----------|------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | ミリオン・インデックスマザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 5,660,891,492 | 0.525 | 2,971,968,034 | 0.509 | 2,881,393,769 | 99.93 |

ボンドミックスミリオン

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還期限 | 数量 (券面総額/口数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------------------------|---------------|------|-------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | ミリオン・インデックス マザーファンド | 親投資信託 受益証券 | 日本 | | | 786,661,031 | 0.533 | 419,290,330 | 0.509 | 400,410,464 | 49.78 |
| 2 | 第9回中小企業債券 | 特殊債券 | 日本 | 1.03 | 2010年 12月20日 | 100,000,000 | 100.80 | 100,803,000 | 100.10 | 100,109,000 | 12.44 |
| 3 | 第261回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.80 | 2014年 6月20日 | 35,000,000 | 105.45 | 36,909,400 | 105.71 | 37,001,650 | 4.60 |
| 4 | 第234回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.40 | 2011年 9月20日 | 27,000,000 | 102.13 | 27,575,100 | 101.12 | 27,304,830 | 3.39 |
| 5 | 第79回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.70 | 2013年 12月20日 | 22,000,000 | 101.33 | 22,293,550 | 101.66 | 22,365,860 | 2.78 |
| 6 | 第62回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 1.30 | 2011年 12月20日 | 21,000,000 | 102.21 | 21,465,670 | 101.33 | 21,279,720 | 2.64 |
| 7 | 第77回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 1.00 | 2013年 9月20日 | 20,000,000 | 101.84 | 20,368,600 | 102.42 | 20,484,000 | 2.54 |
| 8 | 第64回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 1.50 | 2012年 6月20日 | 20,000,000 | 103.04 | 20,608,800 | 102.22 | 20,445,800 | 2.54 |
| 9 | 第66回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 1.10 | 2012年 9月20日 | 20,000,000 | 102.10 | 20,421,200 | 101.80 | 20,361,200 | 2.53 |
| 10 | 第250回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.50 | 2013年 6月20日 | 20,000,000 | 100.31 | 20,062,500 | 100.91 | 20,183,000 | 2.50 |
| 11 | 第296回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.50 | 2018年 9月20日 | 15,000,000 | 107.55 | 16,132,650 | 106.88 | 16,033,350 | 1.99 |
| 12 | 第242回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.20 | 2012年 9月20日 | 15,000,000 | 102.37 | 15,356,550 | 102.00 | 15,300,450 | 1.90 |
| 13 | 第245回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.90 | 2012年 12月20日 | 15,000,000 | 101.54 | 15,231,450 | 101.61 | 15,241,500 | 1.89 |
| 14 | 第63回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 1.20 | 2012年 3月20日 | 15,000,000 | 102.12 | 15,318,000 | 101.47 | 15,221,850 | 1.89 |
| 15 | 第260回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 1.60 | 2014年 6月20日 | 10,000,000 | 104.59 | 10,459,350 | 105.01 | 10,501,900 | 1.30 |
| 16 | 第217回信金中金債 (5年) | 特殊債券 | 日本 | 1.35 | 2012年 12月27日 | 10,000,000 | 102.66 | 10,266,100 | 102.32 | 10,232,000 | 1.27 |
| 17 | 第692号商工債 | 特殊債券 | 日本 | 1.20 | 2013年 1月25日 | 10,000,000 | 102.28 | 10,228,300 | 102.10 | 10,210,100 | 1.26 |
| 18 | 第89回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.40 | 2015年 6月20日 | 10,000,000 | 100.18 | 10,018,700 | 100.52 | 10,052,400 | 1.24 |

(参考) ミリオン・インデックスマザーファンド(評価額上位30銘柄)

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 数量 (株式数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------|----|------|--------|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | ファナック | 株式 | 日本 | 電気機器 | 13,000 | 7,690.00 | 99,970,000 | 11,650.00 | 151,450,000 | 4.61 |
| 2 | ファーストリテイリング | 株式 | 日本 | 小売業 | 13,000 | 15,280.00 | 198,640,000 | 10,530.00 | 136,890,000 | 4.17 |
| 3 | 京セラ | 株式 | 日本 | 電気機器 | 13,000 | 7,710.00 | 100,230,000 | 8,030.00 | 104,390,000 | 3.18 |
| 4 | ソフトバンク | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 39,000 | 2,100.00 | 81,900,000 | 2,590.00 | 101,010,000 | 3.07 |
| 5 | 本田技研工業 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 26,000 | 2,910.00 | 75,660,000 | 2,937.00 | 76,362,000 | 2.32 |
| 6 | キヤノン | 株式 | 日本 | 電気機器 | 19,500 | 3,470.00 | 67,665,000 | 3,720.00 | 72,540,000 | 2.21 |
| 7 | TDK | 株式 | 日本 | 電気機器 | 13,000 | 5,020.00 | 65,260,000 | 4,595.00 | 59,735,000 | 1.82 |
| 8 | 東京エレクトロン | 株式 | 日本 | 電気機器 | 13,000 | 5,080.00 | 66,040,000 | 4,545.00 | 59,085,000 | 1.80 |
| 9 | KDDI | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 130 | 480,000.00 | 62,400,000 | 433,500.00 | 56,355,000 | 1.71 |
| 10 | テルモ | 株式 | 日本 | 精密機器 | 13,000 | 4,620.00 | 60,060,000 | 4,085.00 | 53,105,000 | 1.61 |
| 11 | 信越化学工業 | 株式 | 日本 | 化学 | 13,000 | 4,860.00 | 63,180,000 | 4,075.00 | 52,975,000 | 1.61 |
| 12 | 武田薬品工業 | 株式 | 日本 | 医薬品 | 13,000 | 3,530.00 | 45,890,000 | 3,770.00 | 49,010,000 | 1.49 |
| 13 | セコム | 株式 | 日本 | サービス業 | 13,000 | 4,060.00 | 52,780,000 | 3,655.00 | 47,515,000 | 1.44 |
| 14 | アドバンテスト | 株式 | 日本 | 電気機器 | 26,000 | 2,065.00 | 53,690,000 | 1,531.00 | 39,806,000 | 1.21 |
| 15 | アステラス製薬 | 株式 | 日本 | 医薬品 | 13,000 | 3,320.00 | 43,160,000 | 2,994.00 | 38,922,000 | 1.18 |
| 16 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 13,000 | 3,570.00 | 46,410,000 | 2,859.00 | 37,167,000 | 1.13 |
| 17 | ダイキン工業 | 株式 | 日本 | 機械 | 13,000 | 3,120.00 | 40,560,000 | 2,801.00 | 36,413,000 | 1.11 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|----|----|--------|--------|------------|------------|------------|------------|------|
| 18 | エーザイ | 株式 | 日本 | 医薬品 | 13,000 | 3,220.00 | 41,860,000 | 2,768.00 | 35,984,000 | 1.09 |
| 19 | ソニー | 株式 | 日本 | 電気機器 | 13,000 | 2,710.00 | 35,230,000 | 2,690.00 | 34,970,000 | 1.06 |
| 20 | 富士フイルムホールディングス | 株式 | 日本 | 化学 | 13,000 | 2,610.00 | 33,930,000 | 2,685.00 | 34,905,000 | 1.06 |
| 21 | デンソー | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 13,000 | 2,565.00 | 33,345,000 | 2,505.00 | 32,565,000 | 0.99 |
| 22 | エヌ・ティ・ティ・データ | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 130 | 263,100.00 | 34,203,000 | 247,300.00 | 32,149,000 | 0.98 |
| 23 | トレンドマイクロ | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 13,000 | 3,190.00 | 41,470,000 | 2,278.00 | 29,614,000 | 0.90 |
| 24 | オリンパス | 株式 | 日本 | 精密機器 | 13,000 | 2,655.00 | 34,515,000 | 2,110.00 | 27,430,000 | 0.83 |
| 25 | 花王 | 株式 | 日本 | 化学 | 13,000 | 2,030.00 | 26,390,000 | 2,043.00 | 26,559,000 | 0.80 |
| 26 | 小松製作所 | 株式 | 日本 | 機械 | 13,000 | 1,746.00 | 22,698,000 | 1,972.00 | 25,636,000 | 0.78 |
| 27 | スズキ | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 13,000 | 2,185.00 | 28,405,000 | 1,963.00 | 25,519,000 | 0.77 |
| 28 | 三菱商事 | 株式 | 日本 | 卸売業 | 13,000 | 1,909.00 | 24,817,000 | 1,935.00 | 25,155,000 | 0.76 |
| 29 | 電通 | 株式 | 日本 | サービス業 | 13,000 | 1,945.00 | 25,285,000 | 1,898.00 | 24,674,000 | 0.75 |
| 30 | セブン&アイ・ホールディングス | 株式 | 日本 | 小売業 | 13,000 | 1,989.00 | 25,857,000 | 1,873.00 | 24,349,000 | 0.74 |

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

インデックスミリオン

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 99.93 |
| 合計 | | 99.93 |

ボンドミックスミリオン

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 国債証券 | 33.79 |
| | 特殊債券 | 14.98 |
| | 親投資信託受益証券 | 49.78 |
| 合計 | | 98.56 |

(参考) ミリオン・インデックスマザーファンド

| 国内/外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|-------|----------|---------|
| 国内 | 株式 | 水産・農林業 | 0.15 |
| | | 鉱業 | 0.16 |
| | | 建設業 | 2.19 |
| | | 食料品 | 3.58 |
| | | 繊維製品 | 0.70 |
| | | パルプ・紙 | 0.40 |
| | | 化学 | 6.29 |
| | | 医薬品 | 6.16 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.45 |
| | | ゴム製品 | 0.73 |
| | | ガラス・土石製品 | 2.03 |
| | | 鉄鋼 | 0.66 |
| | | 非鉄金属 | 1.79 |
| | | 金属製品 | 0.59 |
| | | 機械 | 4.59 |
| 電気機器 | 21.22 | | |

| | | |
|--|------------|-------|
| | 輸送用機器 | 6.27 |
| | 精密機器 | 3.24 |
| | その他製品 | 1.05 |
| | 電気・ガス業 | 0.50 |
| | 陸運業 | 2.13 |
| | 海運業 | 0.46 |
| | 空運業 | 0.12 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.38 |
| | 情報・通信業 | 7.65 |
| | 卸売業 | 2.65 |
| | 小売業 | 6.56 |
| | 銀行業 | 1.41 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.54 |
| | 保険業 | 0.96 |
| | その他金融業 | 0.45 |
| | 不動産業 | 2.21 |
| | サービス業 | 2.28 |
| | 合計 | 90.68 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）ミリオン・インデックスマザーファンド

| 種類 | 取引所等 | 資産名 | 建別 | 数量 | 簿価金額 (円) | 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|---------|------------|----|----|-------------|-------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 大阪証券取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 32 | 294,716,965 | 294,080,000 | 8.96 |

（注）時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

インデックスミリオン

| 期 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|-----|-------------|------------|-------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 13期 | 平成12年10月30日 | 4,158 | 4,162 | 0.5410 | 0.5415 |
| 14期 | 平成13年10月29日 | 3,496 | 3,496 | 0.3937 | 0.3937 |
| 15期 | 平成14年10月29日 | 3,106 | 3,106 | 0.3200 | 0.3200 |

| | | | | | |
|-----|-------------|-------|-------|--------|--------|
| 16期 | 平成15年10月29日 | 3,889 | 3,909 | 0.3885 | 0.3905 |
| 17期 | 平成16年10月29日 | 3,876 | 3,891 | 0.3864 | 0.3879 |
| 18期 | 平成17年10月31日 | 4,622 | 4,660 | 0.4818 | 0.4858 |
| 19期 | 平成18年10月30日 | 5,100 | 5,145 | 0.5704 | 0.5754 |
| 20期 | 平成19年10月29日 | 4,850 | 4,880 | 0.5761 | 0.5796 |
| 21期 | 平成20年10月29日 | 2,486 | 2,486 | 0.2842 | 0.2842 |
| 22期 | 平成21年10月29日 | 3,032 | 3,073 | 0.3366 | 0.3411 |
| 23期 | 平成22年10月29日 | 2,883 | 2,883 | 0.3133 | 0.3133 |
| | 平成21年10月末日 | 3,112 | | 0.3410 | |
| | 平成21年11月末日 | 2,898 | | 0.3174 | |
| | 平成21年12月末日 | 3,266 | | 0.3581 | |
| | 平成22年1月末日 | 3,155 | | 0.3458 | |
| | 平成22年2月末日 | 3,133 | | 0.3429 | |
| | 平成22年3月末日 | 3,453 | | 0.3778 | |
| | 平成22年4月末日 | 3,429 | | 0.3761 | |
| | 平成22年5月末日 | 3,042 | | 0.3322 | |
| | 平成22年6月末日 | 2,929 | | 0.3188 | |
| | 平成22年7月末日 | 2,976 | | 0.3233 | |
| | 平成22年8月末日 | 2,757 | | 0.2994 | |
| | 平成22年9月末日 | 2,940 | | 0.3193 | |
| | 平成22年10月29日 | 2,883 | | 0.3133 | |

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。(以下同じ。)

ボンドミックスミリオン

| 期 | 年月日 | 純資産総額(百万円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----|-------------|------------|-------|--------------|--------|
| | | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 13期 | 平成12年10月30日 | 920 | 920 | 0.8277 | 0.8282 |
| 14期 | 平成13年10月29日 | 940 | 940 | 0.7093 | 0.7093 |
| 15期 | 平成14年10月29日 | 923 | 923 | 0.6412 | 0.6412 |
| 16期 | 平成15年10月29日 | 1,048 | 1,060 | 0.6971 | 0.7051 |
| 17期 | 平成16年10月29日 | 1,041 | 1,044 | 0.6937 | 0.6962 |
| 18期 | 平成17年10月31日 | 1,081 | 1,092 | 0.7665 | 0.7740 |
| 19期 | 平成18年10月30日 | 1,103 | 1,112 | 0.8302 | 0.8372 |
| 20期 | 平成19年10月29日 | 1,007 | 1,011 | 0.8344 | 0.8374 |
| 21期 | 平成20年10月29日 | 726 | 726 | 0.5962 | 0.5962 |
| 22期 | 平成21年10月29日 | 828 | 837 | 0.6544 | 0.6614 |
| 23期 | 平成22年10月29日 | 804 | 804 | 0.6318 | 0.6318 |
| | 平成21年10月末日 | 843 | | 0.6585 | |
| | 平成21年11月末日 | 814 | | 0.6356 | |
| | 平成21年12月末日 | 861 | | 0.6760 | |
| | 平成22年1月末日 | 846 | | 0.6641 | |
| | 平成22年2月末日 | 840 | | 0.6610 | |
| | 平成22年3月末日 | 877 | | 0.6937 | |
| | 平成22年4月末日 | 871 | | 0.6920 | |
| | 平成22年5月末日 | 822 | | 0.6508 | |

| | | | | | |
|--|-------------|-----|--|--------|--|
| | 平成22年6月末日 | 809 | | 0.6378 | |
| | 平成22年7月末日 | 817 | | 0.6424 | |
| | 平成22年8月末日 | 790 | | 0.6183 | |
| | 平成22年9月末日 | 815 | | 0.6383 | |
| | 平成22年10月29日 | 804 | | 0.6318 | |

【分配の推移】

インデックスミリオン

| 期 | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|--------------|
| 13期 | 0.0005 |
| 14期 | 0.0000 |
| 15期 | 0.0000 |
| 16期 | 0.0020 |
| 17期 | 0.0015 |
| 18期 | 0.0040 |
| 19期 | 0.0050 |
| 20期 | 0.0035 |
| 21期 | 0.0000 |
| 22期 | 0.0045 |
| 23期 | 0.0000 |

ボンドミックスミリオン

| 期 | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|--------------|
| 13期 | 0.0005 |
| 14期 | 0.0000 |
| 15期 | 0.0000 |
| 16期 | 0.0080 |
| 17期 | 0.0025 |
| 18期 | 0.0075 |
| 19期 | 0.0070 |
| 20期 | 0.0030 |
| 21期 | 0.0000 |
| 22期 | 0.0070 |
| 23期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

インデックスミリオン

| 期 | 収益率（％） |
|-----|--------|
| 13期 | 18.86 |
| 14期 | 27.23 |
| 15期 | 18.72 |

| | |
|-----|-------|
| 16期 | 22.03 |
| 17期 | 0.15 |
| 18期 | 25.72 |
| 19期 | 19.43 |
| 20期 | 1.61 |
| 21期 | 50.67 |
| 22期 | 20.02 |
| 23期 | 6.92 |

（注1）収益率は期間騰落率。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位四捨五入。（以下同じ。）

ボンドミックスミリオン

| 期 | 収益率（％） |
|-----|--------|
| 13期 | 10.50 |
| 14期 | 14.30 |
| 15期 | 9.60 |
| 16期 | 9.97 |
| 17期 | 0.13 |
| 18期 | 11.58 |
| 19期 | 9.22 |
| 20期 | 0.87 |
| 21期 | 28.55 |
| 22期 | 10.94 |
| 23期 | 3.45 |

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

インデックスミリオン

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|-----|---------------|---------------|----------------|
| 13期 | 1,502,355,552 | 1,446,725,504 | 7,687,025,315 |
| 14期 | 1,914,730,666 | 720,119,562 | 8,881,636,419 |
| 15期 | 1,642,044,828 | 815,244,246 | 9,708,437,001 |
| 16期 | 1,441,045,828 | 1,136,948,068 | 10,012,534,761 |
| 17期 | 1,067,437,468 | 1,047,200,155 | 10,032,772,074 |
| 18期 | 919,393,173 | 1,359,190,789 | 9,592,974,458 |
| 19期 | 861,459,781 | 1,511,973,543 | 8,942,460,696 |
| 20期 | 1,027,247,836 | 1,549,328,221 | 8,420,380,311 |
| 21期 | 968,580,659 | 640,863,093 | 8,748,097,877 |
| 22期 | 1,238,622,828 | 976,976,912 | 9,009,743,793 |
| 23期 | 865,175,039 | 673,118,630 | 9,201,800,202 |

ボンドミックスミリオン

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---------|---------|-----------|
|---|---------|---------|-----------|

| | | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| 13期 | 259,811,135 | 189,143,999 | 1,112,024,061 |
| 14期 | 341,517,828 | 127,521,162 | 1,326,020,727 |
| 15期 | 284,675,194 | 170,173,393 | 1,440,522,528 |
| 16期 | 229,109,961 | 165,201,912 | 1,504,430,577 |
| 17期 | 191,484,757 | 195,101,551 | 1,500,813,783 |
| 18期 | 158,557,609 | 248,147,574 | 1,411,223,818 |
| 19期 | 164,390,203 | 246,791,678 | 1,328,822,343 |
| 20期 | 130,226,617 | 251,246,506 | 1,207,802,454 |
| 21期 | 131,298,910 | 120,728,053 | 1,218,373,311 |
| 22期 | 125,879,168 | 77,545,799 | 1,266,706,680 |
| 23期 | 107,807,108 | 101,529,120 | 1,272,984,668 |

参考情報

《インデックスミリオン》

(2010年10月29日現在)

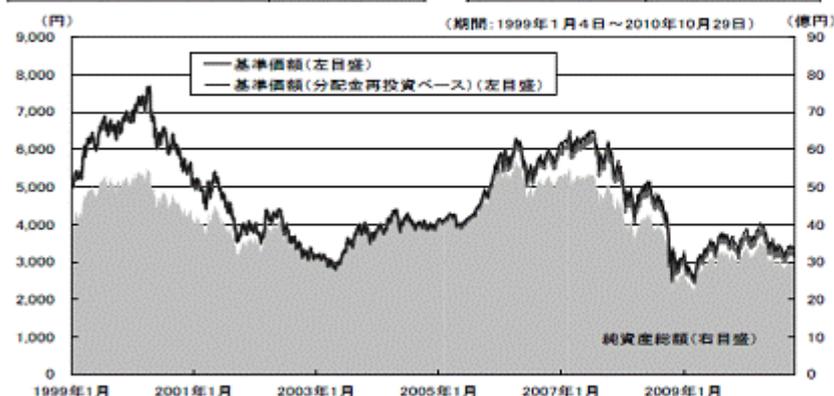
基準価額・純資産の推移

| | | | |
|---------------|--------|-------|---------|
| 基準価額 (1万口当たり) | 3,133円 | 純資産総額 | 28.83億円 |
|---------------|--------|-------|---------|

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| | |
|-------------------|------|
| 2010年10月 | 0円 |
| 2009年10月 | 45円 |
| 2008年10月 | 0円 |
| 2007年10月 | 35円 |
| 2006年10月 | 50円 |
| 設定来累計 | 275円 |
| 設定来：1987年10月30日以降 | |



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(5,040円)に合わせて指数化しています。(以下同じ。)

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

＜資産の組入比率＞

| 資産の種類 | 国内/外国 | 比率(%) |
|--------------|-------|-------|
| 株式 | 国内 | 90.6 |
| 現金・預金・その他の資産 | | 9.4 |
| 合計 | | 100.0 |

(その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引(買建) 9.0%

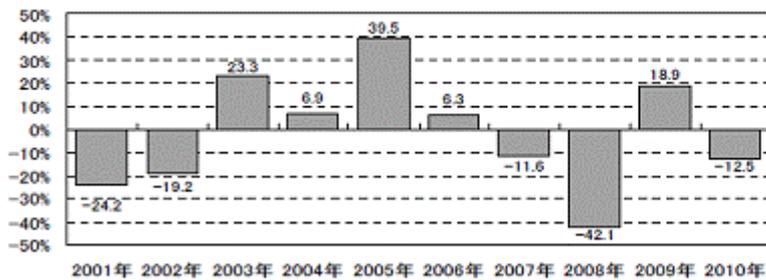
＜組入上位10業種＞

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1 | 電気機器 | 21.2 |
| 2 | 情報・通信業 | 7.6 |
| 3 | 小売業 | 6.6 |
| 4 | 化学 | 6.3 |
| 5 | 輸送用機器 | 6.3 |
| 6 | 医薬品 | 6.2 |
| 7 | 機械 | 4.6 |
| 8 | 食料品 | 3.6 |
| 9 | 精密機器 | 3.2 |
| 10 | 卸売業 | 2.7 |

＜組入上位10銘柄＞ 組入銘柄数225銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------|--------|-------|
| 1 | ファナック | 電気機器 | 4.6 |
| 2 | ファーストリテイリング | 小売業 | 4.2 |
| 3 | 京セラ | 電気機器 | 3.2 |
| 4 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 3.1 |
| 5 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 2.3 |
| 6 | キヤノン | 電気機器 | 2.2 |
| 7 | TDK | 電気機器 | 1.8 |
| 8 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 1.8 |
| 9 | KDDI | 情報・通信業 | 1.7 |
| 10 | テルモ | 精密機器 | 1.6 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。
※2010年は、1月から10月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

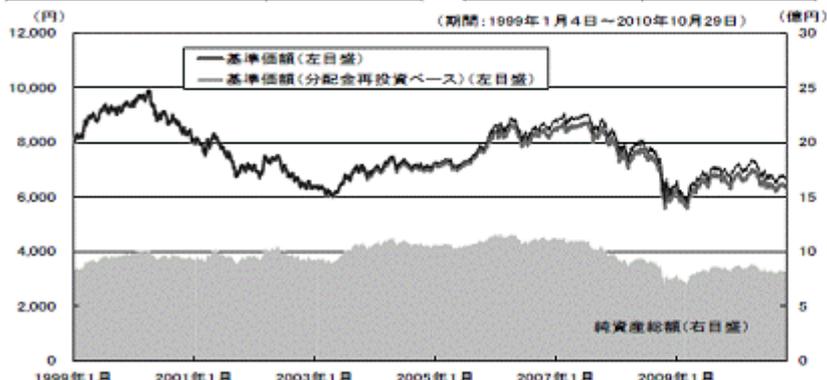
運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

《ボンドミックスミリオン》

(2010年10月29日現在)

基準価額・純資産の推移

| | | | |
|--------------|--------|-------|--------|
| 基準価額(1万口当たり) | 6,318円 | 純資産総額 | 8.04億円 |
|--------------|--------|-------|--------|



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したもとして計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額(8,012円)に合わせて指数化しています。(以下同じ。)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| | |
|-------------------|------|
| 2010年10月 | 0円 |
| 2009年10月 | 70円 |
| 2008年10月 | 0円 |
| 2007年10月 | 30円 |
| 2006年10月 | 70円 |
| 設定来累計 | 420円 |
| 設定来：1987年10月30日以降 | |

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率を含みます。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

<資産の組入比率>

| 資産の種類 | 国内/外国 | 比率(%) |
|--------------|-------|-------|
| 株式 | 国内 | 45.1 |
| 債券 | 国内 | 48.8 |
| 現金・預金・その他の資産 | | 6.1 |
| 合計 | | 100.0 |

(その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引(買建) 4.5%

<株式組入上位10業種>

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|--------|-------|
| 1 | 電気機器 | 10.6 |
| 2 | 情報・通信業 | 3.8 |
| 3 | 小売業 | 3.3 |
| 4 | 化学 | 3.1 |
| 5 | 輸送用機器 | 3.1 |
| 6 | 医薬品 | 3.1 |
| 7 | 機械 | 2.3 |
| 8 | 食料品 | 1.8 |
| 9 | 精密機器 | 1.6 |
| 10 | 卸売業 | 1.3 |

<債券種類別組入比率>

| 種類(種別) | 比率(%) |
|--------|-------|
| 国債証券 | 33.8 |
| 特殊債券 | 15.0 |

<資産別組入上位5銘柄>

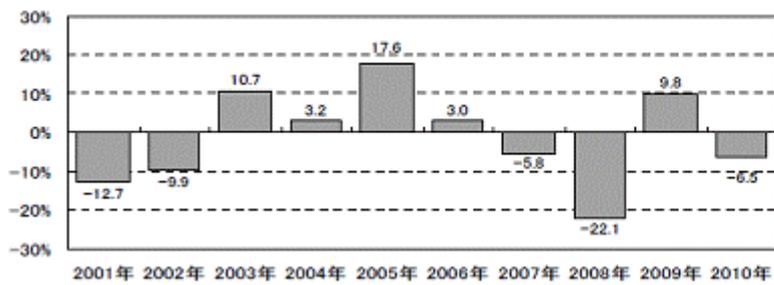
【株式】(組入銘柄数225銘柄)

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|----|-------------|--------|-------|
| 1 | ファナック | 電気機器 | 2.3 |
| 2 | ファーストリテイリング | 小売業 | 2.1 |
| 3 | 京セラ | 電気機器 | 1.6 |
| 4 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 1.5 |
| 5 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 1.2 |

【債券】(組入銘柄数17銘柄)

| 順位 | 銘柄名 | 種類(種別) | 利率(%) | 償還日 | 比率(%) |
|----|----------------|--------|-------|-------------|-------|
| 1 | 第9回中小企業債券 | 特殊債券 | 1.03 | 2010年12月20日 | 12.4 |
| 2 | 第261回利付国債(10年) | 国債証券 | 1.80 | 2014年6月20日 | 4.6 |
| 3 | 第234回利付国債(10年) | 国債証券 | 1.40 | 2011年9月20日 | 3.4 |
| 4 | 第79回利付国債(5年) | 国債証券 | 0.70 | 2013年12月20日 | 2.8 |
| 5 | 第62回利付国債(5年) | 国債証券 | 1.30 | 2011年12月20日 | 2.6 |

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2010年は、1月から10月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

各ファンドは、収益分配がなされた場合、原則として税金を差し引いた後、分配金を自動的に無手数料で再投資する「累積投資専用ファンド」です。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」にしたがって、分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、ミリオン（従業員積立投資プラン）の取得のお申込みは、原則として給与天引き方式です。

販売会社によっては、上記各契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

申込単位は販売会社により異なります。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

分配金累積投資に関する契約に基づき、収益分配金の再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約を請求することができます。解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 0120-324-431 |

解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。

(2) 受益権の買取り

販売会社は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益権の買取り価額は、買取約定日の基準価額とします。

一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株式：計算日における取引所の最終相場（終値）

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）

価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「インデックスミリオン」は「ミリオI」、「ボンドミックスミリオン」は「ミリオB」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和62年10月30日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年10月30日から翌年10月29日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、該当するファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を

述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

- 4．前記3．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1．の信託約款の変更をしません。
- 5．委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記2．に定める変更を行う場合において、前記3．の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成23年2月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

各ファンドの収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。この場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 各ファンドの財務諸表は、第22期計算期間(平成20年10月30日から平成21年10月29日まで)及び、第23期計算期間(平成21年10月30日から平成22年10月29日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第22期計算期間(平成20年10月30日から平成21年10月29日まで)は改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則、第23期計算期間(平成21年10月30日から平成22年10月29日まで)は改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(平成20年10月30日から平成21年10月29日まで)及び、第23期計算期間(平成21年10月30日から平成22年10月29日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【インデックスミリオン】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第22期 (平成21年10月29日現在) | 第23期 (平成22年10月29日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 28,201,654 | 26,953,603 |
| 親投資信託受益証券 | 3,030,267,328 | 2,881,393,769 |
| 未収入金 | 41,400,000 | - |
| 未収利息 | 96 | 66 |
| 流動資産合計 | 3,099,869,078 | 2,908,347,438 |
| 資産合計 | 3,099,869,078 | 2,908,347,438 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 40,543,847 | - |
| 未払解約金 | 1,163,245 | 418,668 |
| 未払受託者報酬 | 1,298,195 | 1,263,834 |
| 未払委託者報酬 | 23,854,250 | 23,222,747 |
| その他未払費用 | 81,077 | 78,930 |
| 流動負債合計 | 66,940,614 | 24,984,179 |
| 負債合計 | 66,940,614 | 24,984,179 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,009,743,793 | 9,201,800,202 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,976,815,329 | 6,318,436,943 |
| 元本等合計 | 3,032,928,464 | 2,883,363,259 |
| 純資産合計 | 3,032,928,464 | 2,883,363,259 |
| 負債純資産合計 | 3,099,869,078 | 2,908,347,438 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第22期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第23期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 20,345 | 17,486 |
| 有価証券売買等損益 | 566,629,784 | 162,373,559 |
| 営業収益合計 | 566,650,129 | 162,356,073 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 2,360,993 | 2,612,807 |
| 委託者報酬 | 43,383,040 | 48,010,018 |
| その他費用 | 147,445 | 163,177 |
| 営業費用合計 | 45,891,478 | 50,786,002 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 520,758,651 | 213,142,075 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 520,758,651 | 213,142,075 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 520,758,651 | 213,142,075 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 37,327,340 | 2,492,011 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 6,261,926,772 | 5,976,815,329 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 698,509,727 | 446,354,707 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 698,509,727 | 446,354,707 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 856,285,748 | 572,342,235 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 856,285,748 | 572,342,235 |
| 分配金 | 40,543,847 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 5,976,815,329 | 6,318,436,943 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 22 期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第 23 期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|-------------------|--|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 | 有価証券売買等損益 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 期別 | 第 22 期 (平成21年10月29日現在) | 第 23 期 (平成22年10月29日現在) |
|-------------------------------------|----|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | | 9,009,743,793口 | 9,201,800,202口 |
| 2 元本の欠損金額 | | 純資産額は元本を5,976,815,329円下回っております。 | 純資産額は元本を6,318,436,943円下回っております。 |
| 3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | | 0.3366 円 (3,366 円) | 0.3133 円 (3,133 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第 22 期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第 23 期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|--|---|--|
| | (単位:円) | |
| 1 分配金の計算過程 | 1 分配金の計算過程 | 1 分配金の計算過程 |
| 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (41,508,548円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,486,695,550円)、分配準備積立金 (106,085,494円)より、分配対象収益は1,634,289,592円(1万口当たり1,813円)であり、うち40,543,847円(1万口当たり45円)を分配金額としております。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,528,586,387円)、分配準備積立金(99,460,180円)より、分配対象収益は1,628,046,567円(1万口当たり1,769円)であります。当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。 | |
| 配当等収益 | 41,508,548 | |
| 有価証券売買等損益 | 0 | |
| 収益調整金 | 1,486,695,550 | |
| 分配準備積立金 | 106,085,494 | |
| 分配可能額 | 1,634,289,592 | |
| 収益分配額 | 40,543,847 | |

（金融商品に関する注記）

第 23 期（自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第 22 期 （自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日） | 第 23 期 （自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日） |
|-------------------------|--|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |
|---------------------------|---|

2. 金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 第 22 期 (平成21年10月29日現在) | 第 23 期 (平成22年10月29日現在) |
|--------------------------------------|---------------------------|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | | <p>(1) 有価証券</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 22 期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日)

| 種類 | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|---------------|-----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 3,030,267,328 | 585,776,583 |
| 合計 | 3,030,267,328 | 585,776,583 |

第 23 期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
|-----------|-----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 90,574,265 |
| 合計 | 90,574,265 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項 目 | 期別 | 第 22 期 （平成21年10月29日現在） | 第 23 期 （平成22年10月29日現在） |
|-----------|----|---------------------------|---------------------------|
| 1 期首元本額 | | 8,748,097,877 円 | 9,009,743,793 円 |
| 期中追加設定元本額 | | 1,238,622,828 円 | 865,175,039 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 976,976,912 円 | 673,118,630 円 |

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

インデックスミリオン

（平成22年10月29日現在）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------|------------------------|-----------------------------|-------------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ミリオン・インデックスマザー ファンド | 5,660,891,492 | 2,881,393,769 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 5,660,891,492 1 99.9% | 2,881,393,769 100.0% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 2,881,393,769 | |

（注 1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ボンドミックスミリオン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第22期 (平成21年10月29日現在) | 第23期 (平成22年10月29日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 27,687,551 | 17,143,279 |
| 国債証券 | 284,787,100 | 271,777,510 |
| 特殊債券 | 121,026,200 | 120,551,100 |
| 親投資信託受益証券 | 409,921,087 | 400,410,464 |
| 未収利息 | 1,059,399 | 1,103,847 |
| 前払費用 | 138,273 | 25,287 |
| 流動資産合計 | 844,619,610 | 811,011,487 |
| 資産合計 | 844,619,610 | 811,011,487 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 8,866,946 | - |
| 未払解約金 | - | 2,941 |
| 未払受託者報酬 | 351,056 | 345,382 |
| 未払委託者報酬 | 6,450,544 | 6,346,337 |
| その他未払費用 | 21,876 | 21,524 |
| 流動負債合計 | 15,690,422 | 6,716,184 |
| 負債合計 | 15,690,422 | 6,716,184 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,266,706,680 | 1,272,984,668 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 437,777,492 | 468,689,365 |
| 元本等合計 | 828,929,188 | 804,295,303 |
| 純資産合計 | 828,929,188 | 804,295,303 |
| 負債純資産合計 | 844,619,610 | 811,011,487 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第22期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第23期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 4,497,462 | 4,743,151 |
| 有価証券売買等損益 | 90,107,570 | 19,306,453 |
| 営業収益合計 | 94,605,032 | 14,563,302 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 664,813 | 702,614 |
| 委託者報酬 | 12,215,822 | 12,910,379 |
| その他費用 | 41,427 | 43,783 |
| 営業費用合計 | 12,922,062 | 13,656,776 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 81,682,970 | 28,220,078 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 81,682,970 | 28,220,078 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 81,682,970 | 28,220,078 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 3,524,564 | 886,859 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 491,919,999 | 437,777,492 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 31,211,269 | 35,064,857 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 31,211,269 | 35,064,857 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 46,360,222 | 36,869,793 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 46,360,222 | 36,869,793 |
| 分配金 | 8,866,946 | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 437,777,492 | 468,689,365 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 22 期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第 23 期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|-------------------|--|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券・特殊債券 個別法により時価に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。 | 国債証券・特殊債券 同左 親投資信託受益証券 同左 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 | 有価証券売買等損益 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 期別 | 第 22 期 (平成21年10月29日現在) | 第 23 期 (平成22年10月29日現在) |
|-------------------------------------|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | | 1,266,706,680口 | 1,272,984,668口 |
| 2 元本の欠損金額 | | 純資産額は元本を437,777,492円下回っております。 | 純資産額は元本を468,689,365円下回っております。 |
| 3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | | 0.6544 円 (6,544 円) | 0.6318 円 (6,318 円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第 22 期 (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | 第 23 期 (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|------------|---|--|
| | (単位:円) | |
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,339,667円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金 (277,600,183円)、分配準備積立金(19,104,814円)より、 分配対象収益は306,044,664円(1万口当たり2,416円)であり、 うち8,866,946円(1万口当たり70円)を分配金額として おります。 | 1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有 価証券売買等損益(0円)、収益調整金(280,613,428 円)、分配準備積立金(18,076,084円)より、分配対象収 益は298,689,512円(1万口当たり2,346円)であります が、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりまし た。 |
| 配当等収益 | 9,339,667 | |
| 有価証券売買等損益 | 0 | |
| 収益調整金 | 277,600,183 | |
| 分配準備積立金 | 19,104,814 | |

| | |
|-------|-------------|
| 分配可能額 | 306,044,664 |
| 収益分配額 | 8,866,946 |

（金融商品に関する注記）

第 23 期（自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第 22 期 （自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日） | 第 23 期 （自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日） |
|-------------------------|--|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> | <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |
|----------------------------------|---|

2. 金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 第 22 期 (平成21年10月29日現在) | 第 23 期 (平成22年10月29日現在) |
|---|---------------------------|---|
| <p>1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額</p> <p>2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法</p> | | <p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券、特殊債券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>親投資信託受益証券</p> <p>原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
|--|---|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 22 期（自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日）

| 種類 | 貸借対照表計上額（円） | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|-------------|----------------------|
| 国債証券 | 284,787,100 | 754,090 |
| 特殊債券 | 121,026,200 | 92,500 |
| 親投資信託受益証券 | 409,921,087 | 71,621,899 |
| 合計 | 815,734,387 | 72,468,489 |

第 23 期（自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|----------------------|
| 国債証券 | 444,010 |
| 特殊債券 | 746,300 |
| 親投資信託受益証券 | 18,879,866 |
| 合計 | 20,070,176 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期（自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日）

| | |
|-----------|------------------|
| 名称 | みずほ証券株式会社 |
| 関連当事者との関係 | 投資信託委託業者の親会社の子会社 |

単位：円

| 取引の内容 | 取引の種類別の取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------|-------------|----|------|
|-------|-------------|----|------|

| | | | | |
|--------------|------------------|------------|------|--|
| 有価証券等の委託売買取引 | 債券の取得 売買委託手数料 | 10,231,702 | 未払金 | |
| | 債券の売却 売買委託手数料 | | 未収入金 | |

第 23 期（自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日）

| | |
|-----------|------------------|
| 名称 | みずほ証券株式会社 |
| 関連当事者との関係 | 投資信託委託業者の親会社の子会社 |

単位：円

| 取引の内容 | 取引の種類別の取引金額 | | 科目 | 期末残高 |
|--------------|------------------|------------|------|------|
| 有価証券等の委託売買取引 | 債券の取得 売買委託手数料 | 10,277,286 | 未払金 | |
| | 債券の売却 売買委託手数料 | | 未収入金 | |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

有価証券市場等における市場価格若しくは市場価格を基準とした適正な価格、又は諸般の事情から総合的に適正と判断される価格での最良執行を行っております。

2. 取引条件の変更内容及び計算書類に与える影響

該当事項はありません。

3. 有価証券等の委託売買取引について

取引形態によっては約定単価に委託手数料額を含めている場合もあり、当該手数料相当額は取得、売却金額に含まれております。

(その他の注記)

| 項 目 | 期別 | 第 22 期 (平成21年10月29日現在) | 第 23 期 (平成22年10月29日現在) |
|-----------|----|---------------------------|---------------------------|
| 1 期首元本額 | | 1,218,373,311 円 | 1,266,706,680 円 |
| 期中追加設定元本額 | | 125,879,168 円 | 107,807,108 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 77,545,799 円 | 101,529,120 円 |

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

ボンドミックスミリオン

(平成22年10月29日現在)

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額・口数 | 評価額 | 備考 |
|------|------|-----------------|------------|------------|----|
| 国債証券 | | | | | |
| | 日本・円 | 第 6 2 回利付国債(5年) | 21,000,000 | 21,279,720 | |
| | | 第 6 3 回利付国債(5年) | 15,000,000 | 15,221,850 | |

| | | | | | |
|--------------|------------|------------------------|----------------------------|--------------------------|--|
| | | 第64回利付国債（5年） | 20,000,000 | 20,445,800 | |
| | | 第66回利付国債（5年） | 20,000,000 | 20,361,200 | |
| | | 第77回利付国債（5年） | 20,000,000 | 20,484,000 | |
| | | 第79回利付国債（5年） | 22,000,000 | 22,365,860 | |
| | | 第89回利付国債（5年） | 10,000,000 | 10,052,400 | |
| | | 第234回利付国債（10年） | 27,000,000 | 27,304,830 | |
| | | 第242回利付国債（10年） | 15,000,000 | 15,300,450 | |
| | | 第245回利付国債（10年） | 15,000,000 | 15,241,500 | |
| | | 第250回利付国債（10年） | 20,000,000 | 20,183,000 | |
| | | 第260回利付国債（10年） | 10,000,000 | 10,501,900 | |
| | | 第261回利付国債（10年） | 35,000,000 | 37,001,650 | |
| | | 第296回利付国債（10年） | 15,000,000 | 16,033,350 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 265,000,000 14 33.8% | 271,777,510 34.3% | |
| 国債証券 合計 | | | | 271,777,510 | |
| 特殊債券 | | | | | |
| | 日本・円 | 第9回中小企業債券 | 100,000,000 | 100,109,000 | |
| | | い第692号商工債 | 10,000,000 | 10,210,100 | |
| | | 第217回信金中金債（5年） | 10,000,000 | 10,232,000 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 120,000,000 3 15.0% | 120,551,100 15.2% | |
| 特殊債券 合計 | | | | 120,551,100 | |
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | ミリオン・インデックスマザー ファンド | 786,661,031 | 400,410,464 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 786,661,031 1 49.8% | 400,410,464 50.5% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 400,410,464 | |
| 合計 | | | | 792,739,074 | |

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

ミリオン・インデックスマザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

| 区分 | （平成21年10月29日現在） | （平成22年10月29日現在） |
|---------|-----------------|-----------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 285,947,339 | 276,053,643 |

| | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 株式 | 3,170,373,960 | 2,974,605,080 |
| 新株予約権証券 | 312,000 | |
| 未収配当金 | 18,869,370 | 22,675,370 |
| 未収利息 | 981 | 680 |
| 前払金 | 7,150,000 | |
| 差入委託証拠金 | 10,800,000 | 12,480,000 |
| 流動資産合計 | 3,493,453,650 | 3,285,814,773 |
| 資産合計 | 3,493,453,650 | 3,285,814,773 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 前受金 | | 5,125,000 |
| 未払金 | 1,765,865 | |
| 未払解約金 | 41,400,000 | |
| 派生商品評価勘定 | 11,486,967 | 636,965 |
| 流動負債合計 | 54,652,832 | 5,761,965 |
| 負債合計 | 54,652,832 | 5,761,965 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,394,402,260 | 6,447,552,523 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2,955,601,442 | 3,167,499,715 |
| 元本等合計 | 3,438,800,818 | 3,280,052,808 |
| 純資産合計 | 3,438,800,818 | 3,280,052,808 |
| 負債純資産合計 | 3,493,453,650 | 3,285,814,773 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|--------------------|--|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式・新株予約権証券 個別法により時価に基づいて評価しております。 | 株式 同左 |
| 2 派生商品等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 個別法により時価に基づいて評価しております。 | 先物取引 同左 |
| 3 収益・費用の計上基準 | 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 | 受取配当金 同左 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 期別 | （平成21年10月29日現在） | （平成22年10月29日現在） |
|----|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 計算期間末日の受益権総口数 | 6,394,402,260口 | 6,447,552,523口 |
| 2 | 元本の欠損金額 | 純資産額は元本を2,955,601,442円下回っております。 | 純資産額は元本を3,167,499,715円下回っております。 |
| 3 | 期末1口当たりの純資産の額 （期末1千口当たりの純資産の額） | 0.538 円 (538 円) | 0.509 円 (509 円) |

（金融商品に関する注記）

（自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | （自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日） | （自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日） |
|-------------------------|----------------------------------|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> |
| <p>4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

2. 金融商品の時価に関する事項

| 項目 | (平成21年10月29日現在) | (平成22年10月29日現在) |
|---|-----------------|--|
| <p>1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額</p> | | <p>貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
|----------------------|--|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日)

| 種類 | 貸借対照表計上額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|---------|---------------|----------------------|
| 株式 | 3,170,373,960 | 542,021,746 |
| 新株予約権証券 | 312,000 | 312,000 |
| 合計 | 3,170,685,960 | 542,333,746 |

(自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----|----------------------|
| 株式 | 224,011,438 |
| 合計 | 224,011,438 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

| 項目 | (自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日) | (自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日) |
|----|----------------------------------|----------------------------------|
| | | |

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 取引の内容 | 有価証券先物取引等を利用しております。 |
| 2 | 取引に対する取組方針 | 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するとともに、信託財産が運用対象とする有価証券等の価格変動リスクを回避するために、有価証券先物取引等を活用しております。 |
| 3 | 取引の利用目的 | 信託財産が運用投資対象とする有価証券の価格変動リスクを回避すること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資する目的で行っております。 |
| 4 | 取引に係るリスクの内容 | デリバティブ取引は市場リスクを有していますが、信託財産に属する資産の市場リスクと相殺する関係にあり、デリバティブ取引に係るリスクは限定的であると認識しております。また、取引の相手先は優良な取引先のみで行っており、信用リスクは低いと認識しております。 |
| 5 | 取引に係るリスクの管理体制 | デリバティブ取引については、運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 |

取引の時価等に関する事項

(自 平成20年10月30日 至 平成21年10月29日)

(株式関連)

| 種 類 | (平成21年10月29日 現在) | | | |
|------------------------|------------------|--|-------------|----------------|
| | 契 約 額 等 (円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| | うち1年超 | | | |
| 市場取引 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| 日経平均株価指数先物 | 268,366,967 | | 256,880,000 | 11,486,967 |
| 小 計 | 268,366,967 | | 256,880,000 | 11,486,967 |
| 合 計 | 268,366,967 | | 256,880,000 | 11,486,967 |

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(自 平成21年10月30日 至 平成22年10月29日)

(株式関連)

| 種 類 | (平成22年10月29日 現在) | | |
|-----|------------------|-----|---------|
| | 契 約 額 等 (円) | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | | |

| | | うち1年超 | (円) | (円) |
|------------------------|-------------|-------|-------------|---------|
| 市場取引 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| 日経平均株価指数先物 | 294,716,965 | | 294,080,000 | 636,965 |
| 小計 | 294,716,965 | | 294,080,000 | 636,965 |
| 合計 | 294,716,965 | | 294,080,000 | 636,965 |

(注) 時価の算定方法

「取引の時価等に関する事項 前期計算期間（株式関連）（注）時価の算定方法」に記載しております。

(その他の注記)

| 項目 | 期別 | (平成21年10月29日現在) | (平成22年10月29日現在) |
|----|---|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 親投資信託の期首における元本額 | 6,498,814,540 円 (平成20年10月30日) | 6,394,402,260 円 (平成21年10月30日) |
| | 期中追加設定元本額 | 770,702,051 円 | 505,003,524 円 |
| | 期中一部解約元本額 | 875,114,331 円 | 451,853,261 円 |
| 2 | 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額 | | |
| | 期末元本額 | 6,394,402,260 円 | 6,447,552,523 円 |
| | インデックスミリオン | 5,632,467,154 円 | 5,660,891,492 円 |
| | ボンドミックスミリオン | 761,935,106 円 | 786,661,031 円 |

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

ミリオン・インデックスマザーファンド

(平成22年10月29日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------|----------------|--------|---------|------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本・円 | 日本水産 | 13,000 | 256 | 3,328,000 | |
| | マルハニチロホールディングス | 13,000 | 132 | 1,716,000 | |
| | 国際石油開発帝石 | 13 | 418,500 | 5,440,500 | |
| | コムシスホールディングス | 13,000 | 715 | 9,295,000 | |
| | 大成建設 | 13,000 | 172 | 2,236,000 | |
| | 大林組 | 13,000 | 328 | 4,264,000 | |
| | 清水建設 | 13,000 | 311 | 4,043,000 | |
| | 鹿島建設 | 13,000 | 189 | 2,457,000 | |
| | 大和ハウス工業 | 13,000 | 869 | 11,297,000 | |
| | 積水ハウス | 13,000 | 757 | 9,841,000 | |
| | 日揮 | 13,000 | 1,540 | 20,020,000 | |
| | 千代田化工建設 | 13,000 | 667 | 8,671,000 | |
| | 日清製粉グループ本社 | 13,000 | 996 | 12,948,000 | |
| | 明治ホールディングス | 1,300 | 3,715 | 4,829,500 | |

| | | | |
|----------------|--------|---------|------------|
| 日本ハム | 13,000 | 936 | 12,168,000 |
| サッポロホールディングス | 13,000 | 317 | 4,121,000 |
| アサヒビール | 13,000 | 1,625 | 21,125,000 |
| 麒麟ホールディングス | 13,000 | 1,104 | 14,352,000 |
| 宝ホールディングス | 13,000 | 458 | 5,954,000 |
| キッコーマン | 13,000 | 868 | 11,284,000 |
| 味の素 | 13,000 | 768 | 9,984,000 |
| ニチレイ | 13,000 | 351 | 4,563,000 |
| 日本たばこ産業 | 65 | 250,300 | 16,269,500 |
| 東洋紡績 | 13,000 | 134 | 1,742,000 |
| ユニチカ | 13,000 | 67 | 871,000 |
| 日清紡ホールディングス | 13,000 | 815 | 10,595,000 |
| 帝人 | 13,000 | 298 | 3,874,000 |
| 東レ | 13,000 | 466 | 6,058,000 |
| 王子製紙 | 13,000 | 372 | 4,836,000 |
| 三菱製紙 | 13,000 | 82 | 1,066,000 |
| 北越紀州製紙 | 13,000 | 372 | 4,836,000 |
| 日本製紙グループ本社 | 1,300 | 2,046 | 2,659,800 |
| クラレ | 13,000 | 1,153 | 14,989,000 |
| 旭化成 | 13,000 | 473 | 6,149,000 |
| 昭和電工 | 13,000 | 147 | 1,911,000 |
| 住友化学 | 13,000 | 351 | 4,563,000 |
| 日産化学工業 | 13,000 | 923 | 11,999,000 |
| 日本曹達 | 13,000 | 347 | 4,511,000 |
| 東ソー | 13,000 | 215 | 2,795,000 |
| 電気化学工業 | 13,000 | 354 | 4,602,000 |
| 信越化学工業 | 13,000 | 4,075 | 52,975,000 |
| 三井化学 | 13,000 | 236 | 3,068,000 |
| 三菱ケミカルホールディングス | 6,500 | 415 | 2,697,500 |
| 宇部興産 | 13,000 | 197 | 2,561,000 |
| 日本化薬 | 13,000 | 783 | 10,179,000 |
| 花王 | 13,000 | 2,043 | 26,559,000 |
| 富士フイルムホールディングス | 13,000 | 2,685 | 34,905,000 |
| 資生堂 | 13,000 | 1,682 | 21,866,000 |
| 協和発酵キリン | 13,000 | 788 | 10,244,000 |
| 武田薬品工業 | 13,000 | 3,770 | 49,010,000 |
| アステラス製薬 | 13,000 | 2,994 | 38,922,000 |
| 大日本住友製薬 | 13,000 | 726 | 9,438,000 |
| 塩野義製薬 | 13,000 | 1,402 | 18,226,000 |
| 中外製薬 | 13,000 | 1,409 | 18,317,000 |
| エーザイ | 13,000 | 2,768 | 35,984,000 |
| 第一三共 | 13,000 | 1,705 | 22,165,000 |
| 昭和シェル石油 | 13,000 | 677 | 8,801,000 |
| JXホールディングス | 13,000 | 473 | 6,149,000 |
| 横浜ゴム | 13,000 | 403 | 5,239,000 |
| ブリヂストン | 13,000 | 1,443 | 18,759,000 |
| 日東紡績 | 13,000 | 187 | 2,431,000 |
| 旭硝子 | 13,000 | 773 | 10,049,000 |
| 日本板硝子 | 13,000 | 177 | 2,301,000 |

| | | | |
|-----------------------|--------|-------|------------|
| 日本電気硝子 | 19,000 | 1,037 | 19,703,000 |
| 住友大阪セメント | 13,000 | 156 | 2,028,000 |
| 太平洋セメント | 13,000 | 87 | 1,131,000 |
| 東海カーボン | 13,000 | 475 | 6,175,000 |
| TOTO | 13,000 | 534 | 6,942,000 |
| 日本碍子 | 13,000 | 1,219 | 15,847,000 |
| 新日本製鐵 | 13,000 | 253 | 3,289,000 |
| 住友金属工業 | 13,000 | 187 | 2,431,000 |
| 神戸製鋼所 | 13,000 | 177 | 2,301,000 |
| 日新製鋼 | 13,000 | 145 | 1,885,000 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 1,300 | 2,512 | 3,265,600 |
| 大太平洋金属 | 13,000 | 670 | 8,710,000 |
| 日本軽金属 | 13,000 | 135 | 1,755,000 |
| 三井金属鉱業 | 13,000 | 245 | 3,185,000 |
| 東邦亜鉛 | 13,000 | 339 | 4,407,000 |
| 三菱マテリアル | 13,000 | 252 | 3,276,000 |
| 住友金属鉱山 | 13,000 | 1,278 | 16,614,000 |
| DOWAホールディングス | 13,000 | 489 | 6,357,000 |
| 古河機械金属 | 13,000 | 83 | 1,079,000 |
| 古河電気工業 | 13,000 | 300 | 3,900,000 |
| 住友電気工業 | 13,000 | 1,027 | 13,351,000 |
| フジクラ | 13,000 | 375 | 4,875,000 |
| SUMCO | 1,300 | 1,247 | 1,621,100 |
| 東洋製罐 | 13,000 | 1,373 | 17,849,000 |
| 日本製鋼所 | 13,000 | 767 | 9,971,000 |
| オークマ | 13,000 | 478 | 6,214,000 |
| 小松製作所 | 13,000 | 1,972 | 25,636,000 |
| 住友重機械工業 | 13,000 | 458 | 5,954,000 |
| 日立建機 | 13,000 | 1,711 | 22,243,000 |
| クボタ | 13,000 | 716 | 9,308,000 |
| 荏原製作所 | 13,000 | 345 | 4,485,000 |
| ダイキン工業 | 13,000 | 2,801 | 36,413,000 |
| 日本精工 | 13,000 | 610 | 7,930,000 |
| NTN | 13,000 | 365 | 4,745,000 |
| ジェイテクト | 13,000 | 808 | 10,504,000 |
| 日立造船 | 13,000 | 116 | 1,508,000 |
| 三菱重工業 | 13,000 | 293 | 3,809,000 |
| IHI | 13,000 | 153 | 1,989,000 |
| コニカミノルタホールディングス | 13,000 | 780 | 10,140,000 |
| ミネベア | 13,000 | 442 | 5,746,000 |
| 日立製作所 | 13,000 | 364 | 4,732,000 |
| 東芝 | 13,000 | 403 | 5,239,000 |
| 三菱電機 | 13,000 | 755 | 9,815,000 |
| 富士電機ホールディングス | 13,000 | 192 | 2,496,000 |
| 明電舎 | 13,000 | 287 | 3,731,000 |
| ジーエス・ユアサコーポレーション | 13,000 | 537 | 6,981,000 |
| 日本電気 | 13,000 | 224 | 2,912,000 |
| 富士通 | 13,000 | 550 | 7,150,000 |

| | | | |
|--------------|--------|--------|-------------|
| 沖電気工業 | 13,000 | 70 | 910,000 |
| パナソニック | 13,000 | 1,183 | 15,379,000 |
| シャープ | 13,000 | 795 | 10,335,000 |
| ソニー | 13,000 | 2,690 | 34,970,000 |
| T D K | 13,000 | 4,595 | 59,735,000 |
| 三洋電機 | 13,000 | 131 | 1,703,000 |
| 三菱電機 | 13,000 | 1,371 | 17,823,000 |
| アルプス電気 | 13,000 | 721 | 9,373,000 |
| パイオニア | 13,000 | 278 | 3,614,000 |
| 横河電機 | 13,000 | 529 | 6,877,000 |
| アドバンテスト | 26,000 | 1,531 | 39,806,000 |
| カシオ計算機 | 13,000 | 566 | 7,358,000 |
| ファナック | 13,000 | 11,650 | 151,450,000 |
| 京セラ | 13,000 | 8,030 | 104,390,000 |
| 太陽誘電 | 13,000 | 1,034 | 13,442,000 |
| パナソニック電工 | 13,000 | 1,057 | 13,741,000 |
| キヤノン | 19,500 | 3,720 | 72,540,000 |
| リコー | 13,000 | 1,126 | 14,638,000 |
| 東京エレクトロン | 13,000 | 4,545 | 59,085,000 |
| デンソー | 13,000 | 2,505 | 32,565,000 |
| 三井造船 | 13,000 | 182 | 2,366,000 |
| 川崎重工業 | 13,000 | 222 | 2,886,000 |
| 日産自動車 | 13,000 | 710 | 9,230,000 |
| いすゞ自動車 | 13,000 | 310 | 4,030,000 |
| トヨタ自動車 | 13,000 | 2,859 | 37,167,000 |
| 日野自動車 | 13,000 | 348 | 4,524,000 |
| 三菱自動車工業 | 13,000 | 96 | 1,248,000 |
| マツダ | 13,000 | 205 | 2,665,000 |
| 本田技研工業 | 26,000 | 2,937 | 76,362,000 |
| スズキ | 13,000 | 1,963 | 25,519,000 |
| 富士重工業 | 13,000 | 557 | 7,241,000 |
| テルモ | 13,000 | 4,085 | 53,105,000 |
| ニコン | 13,000 | 1,520 | 19,760,000 |
| オリンパス | 13,000 | 2,110 | 27,430,000 |
| シチズンホールディングス | 13,000 | 463 | 6,019,000 |
| 凸版印刷 | 13,000 | 648 | 8,424,000 |
| 大日本印刷 | 13,000 | 1,016 | 13,208,000 |
| ヤマハ | 13,000 | 987 | 12,831,000 |
| 東京電力 | 1,300 | 1,925 | 2,502,500 |
| 中部電力 | 1,300 | 2,036 | 2,646,800 |
| 関西電力 | 1,300 | 2,038 | 2,649,400 |
| 東京瓦斯 | 13,000 | 379 | 4,927,000 |
| 大阪瓦斯 | 13,000 | 304 | 3,952,000 |
| 東武鉄道 | 13,000 | 452 | 5,876,000 |
| 東京急行電鉄 | 13,000 | 360 | 4,680,000 |
| 小田急電鉄 | 13,000 | 742 | 9,646,000 |
| 京王電鉄 | 13,000 | 563 | 7,319,000 |
| 京成電鉄 | 13,000 | 538 | 6,994,000 |
| 東日本旅客鉄道 | 1,300 | 4,975 | 6,467,500 |

| | | | | |
|---------------------|--------|---------|-------------|--|
| 西日本旅客鉄道 | 13 | 298,800 | 3,884,400 | |
| 東海旅客鉄道 | 13 | 609,000 | 7,917,000 | |
| 日本通運 | 13,000 | 320 | 4,160,000 | |
| ヤマトホールディングス | 13,000 | 1,014 | 13,182,000 | |
| 日本郵船 | 13,000 | 339 | 4,407,000 | |
| 商船三井 | 13,000 | 516 | 6,708,000 | |
| 川崎汽船 | 13,000 | 314 | 4,082,000 | |
| 全日本空輸 | 13,000 | 305 | 3,965,000 | |
| 三菱倉庫 | 13,000 | 974 | 12,662,000 | |
| ヤフー | 52 | 28,160 | 1,464,320 | |
| トレンドマイクロ | 13,000 | 2,278 | 29,614,000 | |
| スカパーJ S A Tホールディングス | 13 | 26,620 | 346,060 | |
| 日本電信電話 | 1,300 | 3,655 | 4,751,500 | |
| K D D I | 130 | 433,500 | 56,355,000 | |
| エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 13 | 135,500 | 1,761,500 | |
| 東宝 | 1,300 | 1,242 | 1,614,600 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 130 | 247,300 | 32,149,000 | |
| C S K | 13,000 | 270 | 3,510,000 | |
| コナミ | 13,000 | 1,418 | 18,434,000 | |
| ソフトバンク | 39,000 | 2,590 | 101,010,000 | |
| 双日 | 1,300 | 148 | 192,400 | |
| 伊藤忠商事 | 13,000 | 706 | 9,178,000 | |
| 丸紅 | 13,000 | 506 | 6,578,000 | |
| 豊田通商 | 13,000 | 1,249 | 16,237,000 | |
| 三井物産 | 13,000 | 1,265 | 16,445,000 | |
| 住友商事 | 13,000 | 1,020 | 13,260,000 | |
| 三菱商事 | 13,000 | 1,935 | 25,155,000 | |
| J . フロント リテイリング | 13,000 | 413 | 5,369,000 | |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 13,000 | 888 | 11,544,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 13,000 | 1,873 | 24,349,000 | |
| 高島屋 | 13,000 | 606 | 7,878,000 | |
| 丸井グループ | 13,000 | 633 | 8,229,000 | |
| イオン | 13,000 | 948 | 12,324,000 | |
| ユニー | 13,000 | 671 | 8,723,000 | |
| ファーストリテイリング | 13,000 | 10,530 | 136,890,000 | |
| 新生銀行 | 13,000 | 64 | 832,000 | |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 13,000 | 375 | 4,875,000 | |
| りそなホールディングス | 1,300 | 642 | 834,600 | |
| 中央三井トラスト・ホールディングス | 13,000 | 291 | 3,783,000 | |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 1,300 | 2,412 | 3,135,600 | |
| 千葉銀行 | 13,000 | 497 | 6,461,000 | |
| 横浜銀行 | 13,000 | 396 | 5,148,000 | |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 13,000 | 313 | 4,069,000 | |
| 静岡銀行 | 13,000 | 690 | 8,970,000 | |
| 住友信託銀行 | 13,000 | 441 | 5,733,000 | |
| みずほ信託銀行 | 13,000 | 72 | 936,000 | |
| みずほフィナンシャルグループ | 13,000 | 117 | 1,521,000 | |

| | | | | | |
|------|-------------------------------|-----------|-------|---------------|--|
| | 大和証券グループ本社 | 13,000 | 328 | 4,264,000 | |
| | 野村ホールディングス | 13,000 | 418 | 5,434,000 | |
| | みずほ証券 | 13,000 | 171 | 2,223,000 | |
| | 松井証券 | 13,000 | 456 | 5,928,000 | |
| | NK S Jホールディングス | 13,000 | 553 | 7,189,000 | |
| | M S & A Dインシュアランスグループホールディングス | 3,900 | 1,933 | 7,538,700 | |
| | 東京海上ホールディングス | 6,500 | 2,268 | 14,742,000 | |
| | T & Dホールディングス | 1,300 | 1,649 | 2,143,700 | |
| | クレディセゾン | 13,000 | 1,146 | 14,898,000 | |
| | 三井不動産 | 13,000 | 1,521 | 19,773,000 | |
| | 三菱地所 | 13,000 | 1,410 | 18,330,000 | |
| | 平和不動産 | 13,000 | 213 | 2,769,000 | |
| | 東京建物 | 13,000 | 325 | 4,225,000 | |
| | 東急不動産 | 13,000 | 367 | 4,771,000 | |
| | 住友不動産 | 13,000 | 1,754 | 22,802,000 | |
| | 電通 | 13,000 | 1,898 | 24,674,000 | |
| | 東京ドーム | 13,000 | 201 | 2,613,000 | |
| | セコム | 13,000 | 3,655 | 47,515,000 | |
| 日本・円 | 小計 | 2,687,042 | | 2,974,605,080 | |
| | 銘柄数 | 225 | | | |
| | 組入時価比率 | 90.7% | | 100.0% | |
| 合計 | | 2,687,042 | | 2,974,605,080 | |

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年10月29日現在）

インデックスミリオン

| | |
|-------------------|---------------|
| 資産総額（円） | 2,908,347,438 |
| 負債総額（円） | 24,984,179 |
| 純資産総額（ - ）（円） | 2,883,363,259 |
| 発行済口数（口） | 9,201,800,202 |
| 1口当たり純資産額（ / ）（円） | 0.3133 |

ボンドミックスミリオン

| | |
|-------------------|---------------|
| 資産総額（円） | 811,011,487 |
| 負債総額（円） | 6,716,184 |
| 純資産総額（ - ）（円） | 804,295,303 |
| 発行済口数（口） | 1,272,984,668 |
| 1口当たり純資産額（ / ）（円） | 0.6318 |

（参考）ミリオン・インデックスマザーファンド

| | |
|-------------------|---------------|
| 資産総額（円） | 3,280,689,773 |
| 負債総額（円） | 636,965 |
| 純資産総額（ - ）（円） | 3,280,052,808 |
| 発行済口数（口） | 6,447,552,523 |
| 1口当たり純資産額（ / ）（円） | 0.509 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

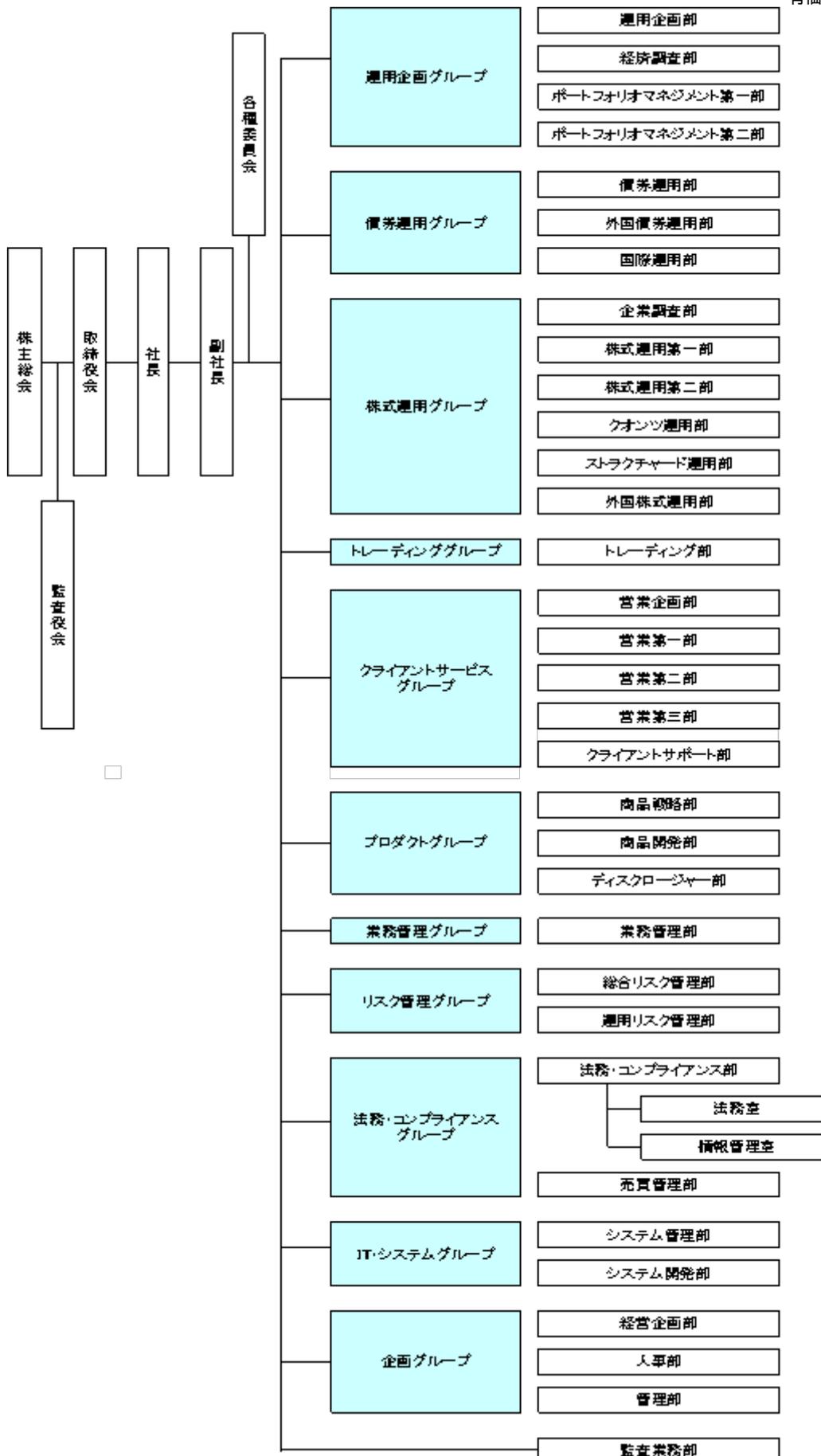
(1) 資本金の額

| | | |
|---------------|-----------|------------|
| 平成22年10月31日現在 | 資本金 | 20億4,560万円 |
| | 発行する株式の総数 | 200万株 |
| | 発行済株式の総数 | 1,052,070株 |

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成22年10月31日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成22年10月29日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(円) |
|----------------|-----|-------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 15 | 274,065,873,735 |
| 追加型株式投資信託 | 195 | 1,652,370,584,486 |
| 追加型金銭信託受益権投資信託 | 12 | 19,564,767,088 |
| 単位型株式投資信託 | 53 | 116,504,882,285 |
| 合計 | 275 | 2,062,506,107,594 |

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第46期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第47期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表、並びに、第47期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金 | 330 | - |
| 預金 | 12,944,930 | - |
| 現金及び預金 | - | 14,962,298 |
| 有価証券 | 699,650 | 25,030 |
| 前払費用 | 95,060 | 101,789 |
| 未収入金 | 107,717 | 56,345 |
| 未収委託者報酬 | 1,541,471 | 1,736,677 |
| 未収運用受託報酬 | 463,544 | 519,373 |
| 繰延税金資産 | 170,033 | 179,238 |
| その他流動資産 | 168,518 | 187,561 |
| 貸倒引当金 | 1,002 | 1,156 |
| 流動資産合計 | 16,190,255 | 17,767,158 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 262,456 | 233,974 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 168,704 | 148,659 |
| リース資産（純額） | 17,252 | 11,463 |
| 有形固定資産合計 | 1 448,414 | 1 394,097 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 12,747 | 12,747 |
| ソフトウェア | 9,688 | 3,223 |
| その他無形固定資産 | 404 | 332 |
| 無形固定資産合計 | 1 22,840 | 1 16,303 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 7,337,632 | 5,758,174 |
| 長期差入保証金 | 577,850 | 577,286 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 会員権 | 19,500 | 19,500 |
| 繰延税金資産 | 241,963 | 190,588 |
| その他 | 12,646 | 95,443 |
| 投資その他の資産合計 | 8,189,593 | 6,640,992 |
| 固定資産合計 | 8,660,848 | 7,051,393 |
| 資産合計 | 24,851,103 | 24,818,551 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 310,663 | 44,204 |
| リース債務 | 8,154 | 4,832 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,211 | 1,321 |
| 未払償還金 | 59,604 | 50,792 |
| 未払手数料 | 653,229 | 721,668 |
| その他未払金 | 18,206 | 15,880 |
| 未払金合計 | 732,252 | 789,661 |
| 未払費用 | 975,985 | 1,049,138 |
| 未払法人税等 | 416 | 24,004 |
| 未払消費税等 | - | 38,231 |
| 賞与引当金 | 357,300 | 353,700 |
| その他流動負債 | - | 3,124 |
| 流動負債合計 | 2,384,772 | 2,306,897 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 22,465 | 17,633 |
| 長期未払金 | 7,965 | 3,465 |
| 役員退職慰労引当金 | 86,774 | 110,811 |
| 時効後支払損引当金 | - | 19,417 |
| その他固定負債 | 5,355 | 7,175 |
| 固定負債合計 | 122,560 | 158,502 |
| 負債合計 | 2,507,332 | 2,465,399 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,550,806 | 5,546,588 |
| 利益剰余金合計 | 15,683,990 | 15,679,773 |
| 株主資本合計 | 22,446,065 | 22,441,848 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 102,294 | 88,695 |
| 評価・換算差額等合計 | 102,294 | 88,695 |
| 純資産合計 | 22,343,771 | 22,353,152 |
| 負債純資産合計 | 24,851,103 | 24,818,551 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 16,239,947 | 14,222,190 |
| 運用受託報酬 | 2,382,150 | 2,125,489 |
| 営業収益合計 | 18,622,097 | 16,347,680 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 7,324,723 | 6,371,967 |
| 広告宣伝費 | 403,189 | 309,057 |
| 公告費 | 333 | 2,709 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 752,457 | 744,358 |
| 委託調査費 | 3,325,622 | 3,116,185 |
| 図書費 | 11,105 | 7,190 |
| 調査費合計 | 4,089,185 | 3,867,734 |
| 委託計算費 | 175,717 | 161,203 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 66,046 | 59,337 |
| 印刷費 | 258,312 | 239,050 |
| 協会費 | 18,680 | 15,895 |
| 諸会費 | 2,786 | 2,757 |
| その他 | 87,262 | 66,123 |
| 営業雑経費合計 | 433,087 | 383,164 |
| 営業費用合計 | 12,426,237 | 11,095,835 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 138,599 | 140,028 |
| 給料手当 | 2,232,878 | 2,197,825 |
| 賞与 | 363,519 | 310,145 |
| 給料合計 | 2,734,996 | 2,647,998 |
| 交際費 | 1,351 | 175 |
| 旅費交通費 | 111,430 | 77,055 |
| 租税公課 | 53,660 | 50,080 |
| 不動産賃借料 | 512,167 | 503,050 |
| 退職給付費用 | 119,728 | 144,536 |
| 福利厚生費 | 361,478 | 358,974 |
| 貸倒引当金繰入 | - | 153 |
| 賞与引当金繰入 | 357,300 | 353,700 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 21,351 | 30,697 |
| 固定資産減価償却費 | 126,603 | 94,529 |
| 諸経費 | 422,564 | 335,956 |
| 一般管理費合計 | 4,822,632 | 4,596,907 |
| 営業利益 | 1,373,227 | 654,937 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 16,524 | 1,744 |
| 有価証券利息 | 49,988 | 482 |

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 受取利息 | 20,577 | 29,132 |
| 有価証券解約益 | - | 41,491 |
| 有価証券償還益 | - | 6,237 |
| 時効到来償還金等 | 17,667 | 8,350 |
| 雑収入 | 8,325 | 19,778 |
| 営業外収益合計 | 113,083 | 107,217 |
| 営業外費用 | | |
| 時効到来償還金等払戻損 | 48,628 | - |
| 有価証券解約損 | 6,915 | 46,089 |
| ヘッジ会計に係る損失 | 9,357 | - |
| 時効後支払損引当金繰入額 | - | 10,277 |
| 雑損失 | 12,493 | 13,602 |
| 営業外費用合計 | 77,395 | 69,969 |
| 経常利益 | 1,408,915 | 692,186 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 3,436 | - |
| 特別利益合計 | 3,436 | - |
| 特別損失 | | |
| システム統合費用 | 201,974 | - |
| リース会計基準適用に伴う影響額 | 14,726 | - |
| 保養所処分損 | 3,353 | - |
| 投資有価証券評価損 | 529 | 29,794 |
| 過年度時効後支払損引当金繰入 | - | 17,043 |
| 特別損失合計 | 220,583 | 46,837 |
| 税引前当期純利益 | 1,191,768 | 645,348 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 466,036 | 250,604 |
| 法人税等調整額 | 6,892 | 32,840 |
| 法人税等合計 | 459,144 | 283,445 |
| 当期純利益 | 732,624 | 361,902 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日) |
|----------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 当期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| 当期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | | |
| 前期末残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 当期末残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 当期末残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| 当期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 前期末残高 | 104,600 | 104,600 |
| 当期末残高 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | | |
| 前期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 当期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 5,677,723 | 5,550,806 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 859,541 | 366,120 |
| 当期純利益 | 732,624 | 361,902 |
| 当期変動額合計 | 126,917 | 4,217 |
| 当期末残高 | 5,550,806 | 5,546,588 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 15,810,907 | 15,683,990 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 859,541 | 366,120 |
| 当期純利益 | 732,624 | 361,902 |
| 当期変動額合計 | 126,917 | 4,217 |
| 当期末残高 | 15,683,990 | 15,679,773 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 22,572,982 | 22,446,065 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 859,541 | 366,120 |
| 当期純利益 | 732,624 | 361,902 |
| 当期変動額合計 | 126,917 | 4,217 |
| 当期末残高 | 22,446,065 | 22,441,848 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 5,698 | 102,294 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 96,595 | 13,598 |
| 当期変動額合計 | 96,595 | 13,598 |
| 当期末残高 | 102,294 | 88,695 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | 5,698 | 102,294 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 96,595 | 13,598 |
| 当期変動額合計 | 96,595 | 13,598 |
| 当期末残高 | 102,294 | 88,695 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 22,567,284 | 22,343,771 |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 剰余金の配当 | 859,541 | 366,120 |
| 当期純利益 | 732,624 | 361,902 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 96,595 | 13,598 |
| 当期変動額合計 | 223,512 | 9,380 |
| 当期末残高 | 22,343,771 | 22,353,152 |

重要な会計方針

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|--|
| <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> | <p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> |
| <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法</p> | <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左</p> |
| <p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法</p> <p>(2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法</p> | <p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> |
| <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> | <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）</p> <p>(5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |

| | |
|---|-----------------------------|
| 5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 | 5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左 |
| 6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。 | 6 ヘッジ会計の方針 同左 |
| 7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 7 消費税等の処理方法 同左 |

会計方針の変更

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|--|
| (リース取引に関する会計基準の適用) 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号)が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。 | |

表示方法の変更

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|
| | (損益計算書) 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。 |

追加情報

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|
| | |

| | |
|--|--|
| | <p>(時効後支払損引当金)</p> <p>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。</p> |
|--|--|

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成21年3月31日) | | 当事業年度 (平成22年3月31日) | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | | 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物 | 69,730千円 | 建物 | 100,662千円 |
| 工具、器具及び備品 | 287,344千円 | 工具、器具及び備品 | 309,801千円 |
| リース資産 | 44,652千円 | リース資産 | 28,441千円 |
| ソフトウェア | 54,108千円 | ソフトウェア | 40,224千円 |
| その他無形固定資産 | 441千円 | その他無形固定資産 | 513千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
|--|-----------|----|--------------|-----------|
| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |
| 2. 配当に関する事項 | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | |
| 平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しました。 | | | | |
| 1) 配当金の総額 | | | 859,541,190円 | |
| 2) 1株当たり配当額 | | | 817円 | |
| 3) 基準日 | | | 平成20年3月31日 | |
| 4) 効力発生日 | | | 平成20年6月18日 | |
| (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの | | | | |
| 平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しております。 | | | | |
| 1) 配当金の総額 | | | 366,120,360円 | |
| 2) 配当の原資 | | | 利益剰余金 | |
| 3) 1株当たり配当額 | | | 348円 | |
| 4) 基準日 | | | 平成21年3月31日 | |
| 5) 効力発生日 | | | 平成21年6月17日 | |

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| 1. 発行済株式に関する事項 | | | | |
|--|-----------|----|--------------|-----------|
| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |
| 2. 配当に関する事項 | | | | |
| (1) 配当金支払額 | | | | |
| 平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。 | | | | |
| 1) 配当金の総額 | | | 366,120,360円 | |

| | |
|--|--------------|
| 2) 1株当たり配当額 | 348円 |
| 3) 基準日 | 平成21年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成21年6月17日 |
| (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。 | |
| 1) 配当金の総額 | 179,903,970円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 171円 |
| 4) 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成22年6月16日 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|
| 1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 | 1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 |
| リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 | リース資産の内容 同左 |
| リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。 | リース資産の減価償却の方法 同左 |

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 14,962,298 | 14,962,298 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 5,330,306 | 5,330,306 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,736,677 | 1,736,677 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 519,373 | 519,373 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 577,286 | 576,349 | 936 |
| 資産計 | 23,125,941 | 23,125,004 | 936 |
| (1) 未払手数料 | 721,668 | 721,668 | - |
| 負債計 | 721,668 | 721,668 | - |
| デリバティブ取引(1) | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 9,307 | 9,307 | - |

(1) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額(千円) |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 452,898 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|---------------------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 14,961,825 | - | - | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの | | | | | | |
| 債券 | 25,030 | - | - | - | - | - |
| 証券投資信託 | - | - | 115,656 | - | - | 892,840 |
| 未収委託者報酬 | 1,736,677 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 519,373 | - | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 252 | 576,944 | 50 | - | - | - |
| 合計 | 17,243,158 | 576,944 | 115,706 | - | - | 892,840 |

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|--------------|------------------------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 14,345 | 17,537 | 3,192 |
| 債券 | 25,046 | 25,112 | 66 |
| 証券投資信託 | 2,714,944 | 2,770,741 | 55,796 |
| 小計 | 2,754,335 | 2,813,391 | 59,055 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 63,670 | 36,935 | 26,735 |
| 債券 | 699,654 | 699,650 | 4 |
| 証券投資信託 | 4,198,602 | 3,993,813 | 204,789 |
| 小計 | 4,961,927 | 4,730,398 | 231,529 |
| 合計 | 7,716,263 | 7,543,789 | 172,473 |

2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

| | |
|---------|--------|
| 売却額(千円) | 21,022 |
|---------|--------|

| | |
|-------------|-------|
| 売却益の合計額（千円） | 3,436 |
| 売却損の合計額（千円） | - |

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-----------|
| 解約・償還額 | 273,772千円 |
| 解約・償還益 | 1,293千円 |
| 解約・償還損 | 6,915千円 |

3 時価評価されていない有価証券

| 内容 | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 493,493 |

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

| 区分 | 1年以内(千円) | 1年超5年以内(千円) | 5年超10年以内(千円) | 10年超(千円) |
|----|----------|-------------|--------------|----------|
| 債券 | | | | |
| 国債 | 699,650 | 25,112 | | |
| 合計 | 699,650 | 25,112 | | |

当事業年度(平成22年3月31日)

1 その他有価証券

| 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|------------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 19,760 | 14,345 | 5,414 |
| 債券 | 25,030 | 25,008 | 21 |
| 証券投資信託 | 1,606,161 | 1,582,711 | 23,449 |
| 小計 | 1,650,951 | 1,622,065 | 28,886 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 43,610 | 63,670 | 20,060 |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 3,635,744 | 3,794,116 | 158,372 |
| 小計 | 3,679,354 | 3,857,786 | 178,432 |
| 合計 | 5,330,306 | 5,479,852 | 149,546 |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 株式 | 10,800 | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | - | - | - |

| | | | |
|----|--------|---|---|
| 合計 | 10,800 | - | - |
|----|--------|---|---|

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

| 種類 | 解約・償還額(千円) | 解約・償還益の合計額(千円) | 解約・償還損の合計額(千円) |
|--------|------------|----------------|----------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 2,116,777 | 47,728 | 46,089 |
| 合計 | 2,116,777 | 47,728 | 46,089 |

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円(非上場株式29,794千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方針

時価ヘッジによっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。

(5) 取引に係るリスクの管理体制

デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。

また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 当事業年度（平成22年3月31日） | | |
|-------------------|----------|---------|-------------------|---------------|--------|
| | | | 契約額等（千円） | 契約額のうち1年超（千円） | 時価（千円） |
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引 | | | | |
| | 売建 | 投資有価証券 | 70,525 | - | 7,175 |
| | 買建 | 投資有価証券 | 224,243 | - | 16,482 |
| 合計 | | | 294,768 | - | 9,307 |

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

| | | |
|--------|------|-----------|
| 退職給付債務 | （注1） | 536,082千円 |
| 年金資産 | | 536,729千円 |

退職給付引当金

| | |
|--------|-------|
| 前払年金費用 | 646千円 |
|--------|-------|

（注1）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

| | | |
|--------|------|-----------|
| 勤務費用 | （注1） | 119,728千円 |
| 退職給付費用 | | 119,728千円 |

（注1）確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

| | | |
|--------|------|-----------|
| 退職給付債務 | （注1） | 577,943千円 |
| 年金資産 | | 656,904千円 |

退職給付引当金

| | |
|--------|----------|
| 前払年金費用 | 78,961千円 |
|--------|----------|

（注1）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

| | | |
|--------|------|-----------|
| 勤務費用 | (注1) | 144,536千円 |
| 退職給付費用 | | 144,536千円 |

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成21年3月31日) | 当事業年度 (平成22年3月31日) |
|---|---|
| 1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 | 1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 有価証券償却超過額 | 有価証券償却超過額 |
| 11,432千円 | 13,915千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | ソフトウェア償却超過額 |
| 125,208千円 | 111,021千円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 賞与引当金損金算入限度超過額 |
| 145,385千円 | 143,920千円 |
| 退任役員退職年金未払金 | 退任役員退職年金未払金 |
| 5,968千円 | 3,240千円 |
| ゴルフ会員権償却超過額 | ゴルフ会員権償却超過額 |
| 31,121千円 | 31,121千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 未払事業税 |
| 70,179千円 | 6,912千円 |
| その他 | 時効後支払損引当金 |
| 69,737千円 | 7,900千円 |
| 繰延税金資産小計 | 繰延税金資産小計 |
| 459,033千円 | 460,278千円 |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 44,620千円 | 58,322千円 |
| 繰延税金資産合計 | 繰延税金資産合計 |
| 414,413千円 | 401,956千円 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金負債 |
| 未払事業税 | 前払年金費用 |
| 2,152千円 | 263千円 |
| 前払年金費用 | 繰延税金負債合計 |
| 263千円 | 2,415千円 |
| 繰延税金負債合計 | 繰延税金負債合計 |
| 2,415千円 | 32,129千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 繰延税金資産の純額 |
| 411,997千円 | 369,827千円 |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率 | 法定実効税率 |
| 40.69% | 40.69% |
| (調整) | (調整) |
| 評価性引当額 | 評価性引当額 |
| 2.65% | 2.12% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 交際費等永久に損金に算入されない項目 |
| 0.42% | 0.59% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 |
| 0.26% | 0.05% |
| 住民税等均等割 | 住民税等均等割 |
| 0.35% | 0.59% |
| その他 | その他 |
| 0.02% | 0.02% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 |
| 38.53% | 43.92% |

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 650,000 百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 2,882,983 | 未払手数料 | 246,189 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | 所有 直接0.0% | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 1,342,543 | 未払手数料 | 118,580 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,231 百万円 | 信託 銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 11,271,538 | 未収委託者報酬 | 1,255,215 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 700,000 百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 2,714,947 | 未払手数料 | 312,835 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | 所有 直接0.0% | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 895,754 | 未払手数料 | 95,215 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,260 百万円 | 信託 銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 9,985,821 | 未収委託者報酬 | 1,507,100 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

| 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 21,237.91円 | 1株当たり純資産額 21,246.82円 |
| 1株当たり当期純利益 696.36円 | 1株当たり当期純利益 343.99円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) |
| 損益計算書上の当期純利益 732,624千円 | 損益計算書上の当期純利益 361,902千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 732,624千円 | 普通株式に係る当期純利益 361,902千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数 1,052,070株 | 普通株式の期中平均株式数 1,052,070株 |

（重要な後発事象）

| 前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日) |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(4) 中間貸借対照表

（単位：千円）

| 第48期中間会計期間末 (平成22年 9月30日現在) | |
|--------------------------------|------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 15,914,351 |
| 未収委託者報酬 | 1,765,940 |
| 未収運用受託報酬 | 902,909 |
| 繰延税金資産 | 167,127 |
| その他 | 359,436 |
| 貸倒引当金 | 1,087 |
| 流動資産合計 | 19,108,678 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物（純額） | 221,049 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 135,622 |
| リース資産（純額） | 9,761 |
| 有形固定資産合計 | 366,433 |
| 無形固定資産 | 14,651 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 4,528,151 |
| 長期差入保証金 | 561,817 |
| 繰延税金資産 | 218,638 |
| その他 | 127,676 |
| 投資その他の資産合計 | 5,436,284 |

| | |
|--------------|------------|
| 固定資産合計 | 5,817,369 |
| 資産合計 | 24,926,047 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| リース債務 | 4,009 |
| 未払金 | 780,106 |
| 未払費用 | 997,973 |
| 未払法人税等 | 152,232 |
| 未払消費税等 | 71,079 |
| 賞与引当金 | 322,000 |
| その他 | 93,536 |
| 流動負債合計 | 2,420,937 |
| 固定負債 | |
| リース債務 | 15,609 |
| 長期未払金 | 1,755 |
| 役員退職慰労引当金 | 123,092 |
| 時効後支払損引当金 | 22,400 |
| その他 | 2,590 |
| 固定負債合計 | 165,448 |
| 負債合計 | 2,586,385 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | |
| 配当準備積立金 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 5,580,893 |
| 利益剰余金合計 | 15,714,077 |
| 株主資本合計 | 22,476,152 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 136,490 |
| 評価・換算差額等合計 | 136,490 |
| 純資産合計 | 22,339,662 |
| 負債純資産合計 | 24,926,047 |

(5) 中間損益計算書

(単位：千円)

第48期中間会計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年9月30日)

| | |
|---------------------|-------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 7,576,695 |
| 運用受託報酬 | 1,056,599 |
| 営業収益計 | 8,633,294 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 8,253,693 |
| 営業利益 | 379,601 |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 1,566 |
| 有価証券利息 | 39 |
| 受取利息 | 8,021 |
| 有価証券解約益 | 1,127 |
| 有価証券償還益 | 479 |
| 時効到来償還金等 | 12,662 |
| その他 | 9,240 |
| 営業外収益計 | 33,136 |
| 営業外費用 | |
| 有価証券解約損 | 2,549 |
| その他 | 27,717 |
| 営業外費用計 | 30,267 |
| 経常利益 | 382,470 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 382 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 13,083 |
| 特別損失計 | 13,466 |
| 税引前中間純利益 | 369,004 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 137,945 |
| 法人税等調整額 | 16,850 |
| 法人税等合計 | 154,795 |
| 中間純利益 | 214,208 |

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | 第48期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) |
|----------|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 2,045,600 |
| 当中間期末残高 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 2,266,400 |
| 当中間期末残高 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | |
| 前期末残高 | 2,450,074 |
| 当中間期末残高 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 4,716,474 |
| 当中間期末残高 | 4,716,474 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 128,584 |
| 当中間期末残高 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | |
| 配当準備積立金 | |
| 前期末残高 | 104,600 |
| 当中間期末残高 | 104,600 |
| 退職慰勞積立金 | |
| 前期末残高 | 100,000 |
| 当中間期末残高 | 100,000 |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 9,800,000 |
| 当中間期末残高 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 5,546,588 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 179,903 |
| 中間純利益 | 214,208 |
| 当中間期変動額合計 | 34,304 |
| 当中間期末残高 | 5,580,893 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 15,679,773 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 179,903 |
| 中間純利益 | 214,208 |
| 当中間期変動額合計 | 34,304 |
| 当中間期末残高 | 15,714,077 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 22,441,848 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 179,903 |
| 中間純利益 | 214,208 |
| 当中間期変動額合計 | 34,304 |
| 当中間期末残高 | 22,476,152 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 88,695 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 47,794 |
| 当中間期変動額合計 | 47,794 |
| 当中間期末残高 | 136,490 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 88,695 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 47,794 |
| 当中間期変動額合計 | 47,794 |
| 当中間期末残高 | 136,490 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 22,353,152 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 179,903 |
| 中間純利益 | 214,208 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 47,794 |
| 当中間期変動額合計 | 13,490 |
| 当中間期末残高 | 22,339,662 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | 第48期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) |
|-----------------------|--|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）</p> <p>(5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |
| 4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

| | 第48期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) |
|--|---|
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |
|--|--|

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

| |
|---|
| <p>第48期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p> |
| <p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益が2,384千円、税引前中間純利益が15,468千円それぞれ減少しております。</p> |

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>第48期中間会計期間末 (平成22年 9月30日現在)</p> |
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> | <p>460,753千円</p> |

(中間損益計算書関係)

| | | | | | |
|------------------|--|--------|----------|--------|---------|
| | <p>第48期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p> | | | | |
| <p>1 減価償却実施額</p> | <table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>36,535千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>1,651千円</td> </tr> </table> | 有形固定資産 | 36,535千円 | 無形固定資産 | 1,651千円 |
| 有形固定資産 | 36,535千円 | | | | |
| 無形固定資産 | 1,651千円 | | | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第48期中間会計期間(自 平成22年 4月 1日至 平成22年 9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|-----------|--------------|-------------|-------------|
| 平成22年 6月15日 定時株主総会 | 普通株式 | 179,903千円 | 171円 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月16日 |

(リース取引関係)

| |
|---|
| <p>第48期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)</p> |
|---|

| |
|---|
| 1 ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 |
| （１）リース資産の内容 有形固定資産 |
| 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 |
| （２）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「２ 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 |

(金融商品関係)

第48期中間会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 15,914,351 | 15,914,351 | - |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 4,075,252 | 4,075,252 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,765,940 | 1,765,940 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 902,909 | 902,909 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 561,817 | 561,375 | 442 |
| 資産計 | 23,220,271 | 23,219,829 | 442 |
| (1) 未払手数料 | 730,553 | 730,553 | - |
| 負債計 | 730,553 | 730,553 | - |
| デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの | 335 | 335 | - |

(1) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 452,898 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（2）投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第48期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1 その他有価証券

| 種類 | 中間貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|----------------------------|--------------------|-----------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 14,898 | 14,345 | 552 |
| 証券投資信託 | 1,549,192 | 1,530,741 | 18,450 |
| 小計 | 1,564,090 | 1,545,087 | 19,003 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 35,600 | 63,670 | 28,070 |
| 証券投資信託 | 2,475,562 | 2,696,626 | 221,063 |
| 小計 | 2,511,162 | 2,760,296 | 249,134 |
| 合計 | 4,075,252 | 4,305,384 | 230,131 |

（デリバティブ取引関係）

第48期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

| ヘッジ会計の 方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ 対象 | 当中間会計期間末（平成22年9月30日） | | |
|---------------------------|----------------------|-------------|----------------------|-------------------|--------|
| | | | 契約額等 （千円） | 契約額のうち 1年超（千円） | 時価（千円） |
| ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法 | 株価指数先物取引 売建 買建 | 投資有価証券 | 62,930 | - | 2,590 |
| | | 投資有価証券 | 179,400 | - | 2,925 |
| | | 合計 | 242,330 | - | 335 |

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

| |
|---|
| 第48期中間会計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日） |
|---|

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第48期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第48期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

第48期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

（一株当たり情報）

| 第48期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 21,234.00円 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 203.60円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

（注）算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益金額

| | |
|----------------|------------|
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 214,208千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 214,208千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,052,070株 |

（重要な後発事象）

第48期中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名称 | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 | |
|----------|--------------------|---------|--|
| (1) 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 247,260 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 |
| (2) 販売会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 80,288 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | S M B C フレンド証券株式会社 | 27,270 | |
| | 上光証券株式会社 | 500 | |
| | 前田証券株式会社 | 2,198 | |
| | マネックス証券株式会社 | 7,425 | |
| | 八幡証券株式会社 | 1,260 | |

(注) 資本金の額について・・・平成22年3月末日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年1月24日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 各ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
 - ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
 - ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
 - ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
 - ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月3日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスミリオンの平成21年10月30日から平成22年10月29日までの第23期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスミリオンの平成22年10月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年12月3日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているボンドミックスミリオンの平成21年10月30日から平成22年10月29日までの第23期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ボンドミックスミリオンの平成22年10月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|----------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 茂木 哲也 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）](#)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月6日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|----------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 茂木 哲也 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月8日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスミリオンの平成20年10月30日から平成21年10月29日までの第22期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスミリオンの平成21年10月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（前期）へ](#)[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年12月8日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているボンドミックスミリオンの平成20年10月30日から平成21年10月29日までの第22期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ボンドミックスミリオンの平成21年10月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 樽本 修平 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 茂木 哲也 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。